

## 学校安全の現状と展望

江 澤 和 雄

- ① 学校安全として取り組まれる学校が関わる児童生徒の事件・事故災害の問題は、通学路や課外活動を行う校外を含み、事故による傷害予防や防犯、防災にとどまらず、児童生徒間のいじめによる暴力や食物アレルギーによるアナフィラキシーショック、体育・スポーツ活動中の熱中症等に至るまで多岐に及んでいる。そして、問題領域の広がりに伴い、当該事件・事故災害だけでなく、それらの影響を受けた児童生徒のストレス対処やメンタルヘルス、さらには自殺予防への対応も迫られることとなった。
- ② 一方、平成21年4月から施行された学校保健安全法では、学校の教育活動における児童生徒の健康の保持増進とともに、学校環境における児童生徒の安全の確保を図ることが明確にされた。教職員は、いじめを始めとする生徒指導をめぐる諸問題や保護者対応の増加等のなかで、学校安全の問題もかかえ、自身の健康を保持できなくなる状況も生まれており、教職員のメンタルヘルスの問題が深刻に受け止められている。
- ③ 学校環境の基盤となる学校施設・設備の整備から、児童生徒の学校生活に関わる安全の確保、事件・事故災害を予防・回避するための安全教育等にまで及ぶ今日の学校安全の問題は、学校内だけで解決を図るのではなく、教職員が保護者や地域社会と連携して取り組まなければ困難なものとなっている。そして、そうした取組を効果的に行うためには、養護教諭を始めとした教職員の健康保持を前提とした、安全と安全指導に関わる意識・知識・技能の向上が必要であり、また、教職員を支えるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による支援の強化も欠かせない。
- ④ また、学校安全の取組は、児童生徒の学校環境における安全の確保にとどまらず、彼らが安全教育を通じて、安全への意識改革を含む安全に関わる能力と実践力を獲得し、地域社会の安全の実現にも加わることを視野に入れている。
- ⑤ 今後のわが国における学校安全においては、安全の維持・向上のための指標等に基づくセーフスクールや、適時で効果的な支援による安全予防を図るセーフティプロモーションの活動も参考にしながら、事件・事故災害に関わる学校の対応や児童生徒への影響等も含めた情報の収集と分析・評価、保護者等関係者間での情報共有に基づく効果的な取組みが求められよう。そして、国や地方公共団体には、教員養成や現職教育等における教職員への安全教育の拡充、学校・保護者・地域社会が連携して取り組むことのできる仕組みづくりへの支援等が求められるであろう。

# 学校安全の現状と展望

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
専門調査員 議会官庁資料調査室主任 江澤 和雄

## 目 次

はじめに

### I 学校安全の位置付けと問題領域

- 1 学校安全の領域
- 2 学校安全の問題領域の拡大

### II 学校安全に関わる主な取組の現状

- 1 学校施設・設備の安全に関わる取組
- 2 学校体育・スポーツ事故と学校給食における食物アレルギーによる事故
- 3 安全教育に関わる取組

### III 学校安全における教職員の役割と課題

- 1 学校安全における教職員の役割
- 2 学校安全を担う教職員の健康とメンタルヘルス

### IV 学校の安全に関わる海外の取組からの示唆

- 1 セーフコミュニティ、セーフスクールの取組
- 2 セーフティプロモーションと自殺予防
- 3 米国における自殺予防教育

### V 学校安全の今後の取組に求められる視点

おわりに

## はじめに

学校の安全は、今日では、当然に与えられるものではなく、積極的に維持、創造していかなければならないものとなった<sup>(1)</sup>。

通学路での殺傷事件や飲酒運転による交通事故、学校侵入による犯罪や児童生徒<sup>(2)</sup>間のいじめによる暴力、体育・運動部活動に伴う熱中症等による事故、校舎等からの転落事故、学校給食に関係した食物アレルギーショックなど、学校が関わる児童生徒の生命・身体等の安全の問題は、事件・事故災害が起きるたびに大きく取り上げられ、対応がなされ、予防策が講じられてきた。

こうした学校の安全に関わる問題は、「学校安全」(後述)として取り組まれてきた。そして、学校安全では、施設・設備を始めとする学校環境の整備とともに、教職員による安全指導を含む安全教育の活動が欠かせないものとなっている。今日、学校安全に関わる問題の拡大と多様化に伴い、教職員に求められる役割も広範囲に及んでおり、施設・設備の安全点検から、教育・学習活動中の事故防止、事故等による傷害等への対応までを含んでいる。そして、最近では、予防の観点から、施設・設備の安全確保とともに、防犯、防災を含む安全教育のあり方が改めて問われている。また、児童生徒の健康課題が多様化、深刻化し、学校管理下での自然災害や事件・事故災害をめぐる学校や教職員の対応のあり方が問われるなか、学校安全を担う教職員のメンタルヘルス等の健康問題にも目が向けられるとともに、安全や健康に関わる教員の資質・

能力の向上が急務となっている<sup>(3)</sup>。

文部科学省(以下「文科省」)では、平成26年5月から、中央教育審議会スポーツ・青少年分科会学校安全部会(平成26年度)により、災害安全、防犯を含む生活安全及び交通安全における安全教育の具体的方策とともに、安全管理等に関わる具体的方策の検討を開始している<sup>(4)</sup>。

一方、平成20年6月に「学校保健法」(昭和33年法律第56号)から題名改正された「学校保健安全法」が、翌21年4月から施行され、これを受けて、平成24年3月には中央教育審議会答申「学校安全の推進に関する計画の策定について」が出された。答申を受けて同年4月に文科省が策定した「学校安全の推進に関する計画」では、科学的な根拠に基づく施策等の必要性とともに、児童生徒が安全を守るための能力を身に付け、安全な地域社会づくりに加わることも含めた学校における安全教育が提起された。

こうした状況を踏まえ、本稿では、学校安全に関わる主要な問題の現状と課題を、識者の指摘等を参考に整理し、これまで学校安全との関係では取り上げられることの少なかった教職員のメンタルヘルスやストレス対応の問題も含めて、今後の学校安全の取組に求められる視点を探り、課題解決の方向を展望することとしたい。

## I 学校安全の位置付けと問題領域

### 1 学校安全の領域

文科省が取り組んできた学校安全の領域と活動内容は、図1のようなものである。学校安全の領域として、「生活安全」「交通安全」「災害安全(防災)」があり、「生活安全」には、日常

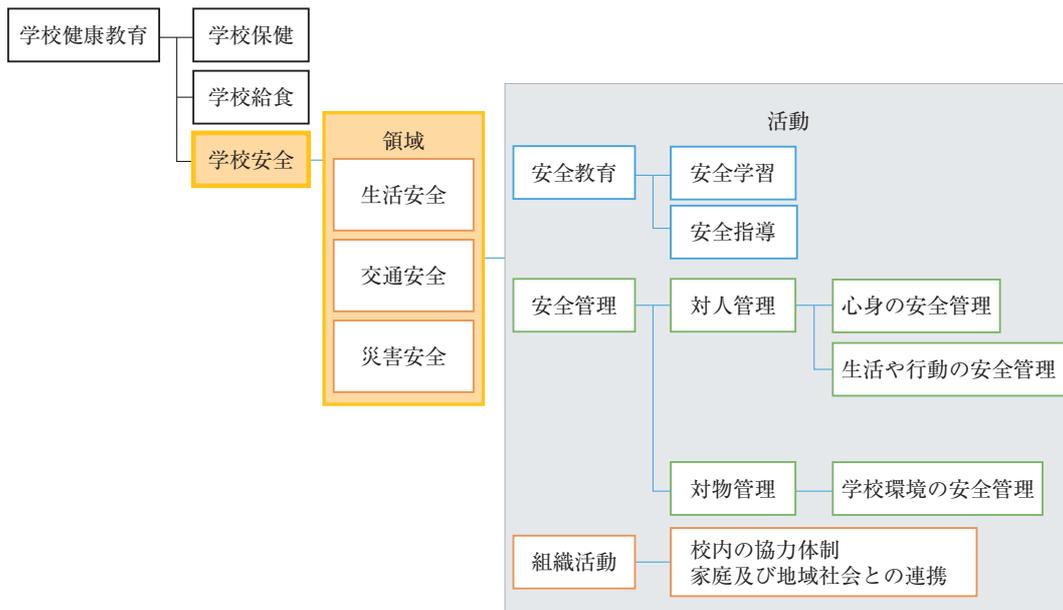
(1) 瀧野揚三・八木利律子「学校危機管理とヒヤリハット体験」『心とからだの健康』18(4), 2014.4, p.59.

(2) 幼稚園児も含めて「児童生徒等」の語が使われるが、本稿では特に断りのない限り、幼稚園児も含め、小学校から高等学校までの児童生徒の意味で「児童生徒」の語を使うこととする。

(3) 植田誠治「教師に求められる学校保健・安全の基本的な資質・能力の形成—学校保健・安全の教職必修化に向けて—」『学校保健研究』56(2), 2014.6, p.99.

(4) 中央教育審議会スポーツ・青少年分科会学校安全部会(平成26年度)「第1回議事録」(平成26年5月20日) <[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo5/012/gijiroku/1349371.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo5/012/gijiroku/1349371.htm)> なお、本稿におけるインターネット情報は、2014年12月1日現在のものである。

図1 学校安全の領域と活動



(出典) 文部科学省「(図1) 学校安全の構造図」『学校安全参考資料「生きる力」をはぐくむ安全教育』2010, p.23. <[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2010/10/26/1289314\\_03.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2010/10/26/1289314_03.pdf)> を基に筆者作成。

生活で起こる事件・事故災害、誘拐や傷害などの犯罪被害防止、「交通安全」には、様々な交通場面における危険と安全、「災害安全」には、地震、津波、火山活動、風水（雪）害などの自然災害、火災、原子力災害からの安全が含まれる<sup>(5)</sup>。そして、学校給食における食中毒、薬物乱用、違法・有害サイトを通じた犯罪、児童生徒間暴力の防止や解決、学校環境の衛生等は、学校給食、学校保健、生徒指導等の関連領域で取り扱うこととされ、必要に応じて関連領域と連携することが求められている<sup>(6)</sup>。

## 2 学校安全の問題領域の拡大

学校管理下で発生する事故や災害については、従来、学校プール事故、校舎からの転落事故等の施設・設備に関わるものや、運動部活動、課

外活動等に伴う事故が中心となってきたが、平成7年1月の阪神・淡路大震災をきっかけに学校施設の耐震化が大きく取り上げられ、また平成11年12月の京都市日野小学校児童殺害事件や平成13年6月の大阪教育大学附属池田小学校殺傷事件等を受けて、学校の防犯対策が本格化した。さらに、平成23年3月の東日本大震災を機に原子力災害を含めた防災教育が見直されてきた。こうした、学校安全の問題領域の拡大について、西岡伸紀兵庫教育大学教授は、生活安全では、校内、通学路、インターネットを通じた犯罪被害の増加に加え、事故災害として中学校での武道（特に柔道）の必修化に伴う傷害の危険を、交通安全では飲酒運転による交通事故災害、さらに災害安全では、東日本大震災や福島第一原子力発電所事故などを挙げている<sup>(7)</sup>。

(5) 文部科学省『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育—学校安全参考資料— 改訂版』2010, p.12. <[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2010/10/26/1289314\\_03.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2010/10/26/1289314_03.pdf)> 学校安全に関わる主な事故災害については、以下を参照。「図3 学校安全に関わる主な事故・災害の対応策と課題」拙稿「学校安全の新たな取組みと展望」『レファレンス』738号, 2012.7, p.30. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3509070\\_po\\_073801.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3509070_po_073801.pdf?contentNo=1)>

(6) 本稿では、学校給食における食中毒や食物アレルギー、児童生徒間の暴力等は、生活安全に含まれるものとして扱うこととする。

(7) 西岡伸紀「学校安全とは」『母子保健情報』No.65, 2012.7, p.5.

問題領域の拡大は、教員の負担を増加させた。酒井朗大妻女子大学教授は、2000年前後から教員が行う指導の範囲が大きく拡大していったとし、その典型として学校安全を挙げ、「2009年の学校保健安全法の施行により、安全に関する指導が明示され」、新たに「保健指導」も加わり、「2008年改訂の学習指導要領においても、学校教育全体を通じて指導されるべき内容として「安全教育」が明確に位置づけられることとなった」点などを指摘している<sup>(8)</sup>。

問題領域の拡大は、児童生徒を取り巻く状況の変化とも無関係ではない。例えば、いじめを始めとした学校における暴力について、最近の傾向として、小学生の暴力行為が著しく増加し、暴力行為の低年齢化が進むとともに、誰もが暴力を犯しかねないという「新しい荒れ」の広がりも見られるといわれる<sup>(9)</sup>。その背景の1つとして、児童生徒が様々なストレスに適切に対処できずに問題を抱えている状況があると見て、ストレスマネジメント（stress management: STM）教育（以下「STM教育」）を活用した、感情の処理の方法についての学びや、ストレスコーピング（stress coping, ストレスへの対処行動）のレポーターの増加、自他の気持ちに目を向けるスキルの獲得などが提起されている<sup>(10)</sup>。

## II 学校安全に関わる主な取組の現状

学校安全に関わる主な取組として、①安全管理に関わる取組の中心課題である学校施設・設備の安全、②死亡・障害に直接関わる生活安全としての学校体育・スポーツ事故及び学校給食における食物アレルギー問題への取組、③安全教育に関わる取組として、近年特に注目されてきている自殺予防に関する教育と災害後の心のケアをめぐる問題への対応について、現状と課

題を把握しておきたい。

### 1 学校施設・設備の安全に関わる取組

#### (1) 耐震化と老朽化対策

文科省による学校施設の耐震化の推進と老朽化対策に関わる最近の主な取組は、表1のとおりである。

学校施設・設備は、耐震化が進んだことから、遅れていた老朽化対策が、目下の緊急課題となっている。学校施設は、「建築部材の経年劣化により、外壁・窓などの落下や、鉄筋の腐食・コンクリートの劣化による構造体としての強度の低下等、安全性に重大な問題が生じる」だけでなく、「施設の経年劣化により、雨漏りや設備機器・配管の破損などの多くの欠陥が生じる」<sup>(11)</sup>といわれる。文科省の「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」が平成25年3月に公表した「学校施設の老朽化対策について—学校施設における長寿命化の推進—」では、老朽化対策の基本的な考え方として、「時代のニーズに対応した施設への転換を図る必要性」を示し、安全・安心な施設環境確保、教育環境の質的向上、地域コミュニティの拠点形成、情報化、温熱環境、省エネ化、伝統的な建築材料などを強調している。そして、「計画的整備」として、計画的に点検・修繕等を行い、不具合を未然に防止する「予防保全」型の管理への転換を目指すことや、整備計画においては、児童生徒数の将来推計を反映した学校施設の統廃合、他の公共施設との複合化・共有化などを挙げ、改築から長寿命化改修への転換を目指す。今後の検討課題としては、①地域の実情に応じた民間資金活用の可能性、②小中学校のほか、幼稚園、高等学校、特別支援学校についての検討、③少子化の進展に伴う学校の在り方の変化も考えられるため、個々の施設規模の見直しも

(8) 酒井朗『教育臨床社会学の可能性』勁草書房, 2014, p.147.

(9) 新井肇「暴力行為—生徒指導の視点から—」『子どもの心と学校臨床』No.8, 2013.2, pp.22-23.

(10) 高松勝也「いじめ」『子どもの心と学校臨床』No.8, 2013.2, pp.18-21.

(11) 上野淳「長寿命化による学校施設老朽化への対応」『School Amenity』28(6), 2013.6, pp.22-23.

表 1 文部科学省による学校施設の耐震化推進及び老朽化対策に関する最近の主な取組み等

	耐震化推進及び老朽化対策	
	対 策 等	内 容
平成 15 年 4 月	学校施設の耐震化推進に関する調査研究協力者会議「学校施設の耐震化推進について」	・耐震化推進の判断材料の一つとして、地震動予測地図から得られる想定震度情報を活かす
7 月	文部科学省「学校施設耐震化推進指針」	・学校施設の耐震化に関する基本的な考え方 ・既存学校施設の耐震化推進計画の策定
平成 23 年 7 月	東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言」	・学校施設の安全性の確保 ・地域の拠点としての学校施設の機能の確保（防災機能の確保） ・学校施設の省エネルギー対策
平成 24 年 5 月	学校ゼロエネルギー化推進方策検討委員会、報告書取りまとめ	・ゼロエネルギー化対策技術による防災機能への貢献についても検討
5～6 月	文部科学省、各市区町村教育委員会施設主管課長を対象に「公立学校施設の老朽化対策の検討に係るアンケート調査」実施	・建物の耐震性、施設の広さ等は十分であるとの意見が多い一方、老朽化対策、非構造部材の耐震性、環境性能、バリアフリー化等について不十分との意見が多い ・老朽化した施設の再生、建物や非構造部材の耐震化、防災機能の強化が特に重要と考える市町村が多い
9 月	学校施設における非構造部材の耐震対策の推進に関する調査研究協力者会議「学校施設における天井等落下防止対策の推進に向けて（中間まとめ）」	・屋内運動場などの天井等の総点検の実施が必要
平成 25 年 3 月	学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議「学校施設の老朽化対策について—学校施設における長寿命化の推進—」	・「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」（主査：杉山武彦成城大学教授）のもとに設置した「老朽化対策検討特別部会」（部会長：上野淳首都大学東京副学長）において検討
	学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議「学校施設整備基本構想の在り方について」	・「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」のもとに設置した「学習活動円滑化のための施設整備ワーキンググループ」（座長：上野淳首都大学東京副学長）において検討
	文部科学省「公立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策加速化のための先導的開発事業」（平成 25 年度）	・児童生徒の安全確保、応急避難所としての機能、地震後の教育活動の早期回復
8 月	「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」	・「学校施設における非構造部材の耐震対策の推進に関する調査研究協力者会議」（主査：岡田恒男日本建築防災協会理事）において検討
12 月	文部科学省「平成 25 年度私立学校施設の耐震改修状況等の調査結果について」	・耐震化率 77.8% ・非構造部材の耐震点検実施率 60.1% （平成 25 年 4 月 1 日現在。幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校）
平成 26 年 1 月	文部科学省「学校施設の長寿命化改修の手引—学校のリニューアルで子供と地域を元気に！—」	・「学校施設の長寿命化改修に係る手引作成検討会」（主査：上野淳首都大学東京理事）において検討
3 月	学校施設における非構造部材の耐震対策の推進に関する調査研究協力者会議「学校施設における非構造部材の耐震対策の推進に関する調査研究報告書—校舎等における非構造部材の耐震対策の推進について—」	・学校施設における非構造部材の耐震対策の背景と必要性 ・校舎等における非構造部材の耐震対策について ・今後の推進方策について
	学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議災害に強い学校施設づくり検討部会「災害に強い学校施設の在り方について—津波対策及び避難所としての防災機能の強化—」	・津波災害が想定される地域における学校施設の在り方 ・地域の避難所となる学校施設の在り方 ・国による推進方策（学校施設整備指針における関連規定改正、実態把握と普及啓発、財政措置の充実等）
4 月	文部科学省「屋内運動場等の天井等落下防止対策事例集」	・天井等落下防止対策を実施する上でのポイント ・対策事例
6 月	文部科学省「公立学校施設の耐震改修状況調査の結果について」（平成 26 年 4 月 1 日現在）	・公立小・中学校の耐震化率 92.5% ・耐震対策未実施の建物 8,956 棟、うち、1,254 棟が Is 値 0.3 未満の建物（震度 6 強以上の地震に対して倒壊または崩壊する危険性が高い建物） ・耐震化が完了していない設置者が全国で 4 割以上存在。設置者による進捗に差
10 月	文部科学省「公立学校施設における津波対策状況調査」の結果について」	・津波による浸水が想定される学校数は 2,860 校（園） （平成 26 年 5 月 1 日現在）

（出典） 文部科学省「はじめに」『学校施設耐震化推進指針』<[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shisetu/bousai/taishin/03071501/002.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/taishin/03071501/002.htm)>；文部科学省「学校施設の長寿命化改修の手引（概要）—学校のリニューアルで子供と地域を元気に！—」（平成 26 年 1 月）<[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2014/01/15/1343018\\_16.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2014/01/15/1343018_16.pdf)>；学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議「学校施設の老朽化対策について—学校施設における長寿命化の推進—」（平成 25 年 3 月）<[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2013/03/18/1131926\\_01\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2013/03/18/1131926_01_1.pdf)> を基に筆者作成。

視野に入れ、学校の適正配置の在り方も検討することなどを挙げている<sup>(12)</sup>。

一方、これまで進められてきた耐震化については、文科省の平成26年度調査で、「公立小中学校の構造体の耐震化の状況は92.5%」となったが、耐震対策が未実施の建物は8,956棟あり、このうち1,254棟が震度6強以上の地震に対して倒壊または崩壊する危険性が高い建物であることが明らかにされている<sup>(13)</sup>。

学校建築に詳しい畑山弘氏（学校施設環境フォーラム幹事）は、耐震化が進んでも、「機能上、構造上、建て直す必要があるのに予算がないから補強材を入れて済ませているケースも」あるため、「老朽化問題に見通しがつかないと、耐震化問題が本当の意味で終わらないのではないかと述べている<sup>(14)</sup>。また、「老朽化問題がここまでひどくなった要因の一つに、メンテナンスをしっかりとやってこなかったことがある<sup>(15)</sup>ともいわれる。学校建築の観点からは、長澤悟東洋大学名誉教授が、耐震化に取り組んできたことで、老朽化対策に遅れが生じており、「耐震化に次ぐ学校施設設備の課題となっているのが老朽化対策」であるが、学校を含む公共施設の老朽化対策に確保できる財源は、多くの自治体で必要額の半分にも届かないといわれてお

り、そのうえ耐震化以上に、どこから、どのように取り組めばよいか分からないという声も大きい現状を指摘している<sup>(16)</sup>。

なお、文科省から平成26年10月に公表された、「公立学校施設における津波対策状況調査」<sup>(17)</sup>では、「津波による浸水が想定される学校」は、小学校1,442校、中学校671校で、調査した2,860校のうち、「施設設備の安全対策の予定なし」1,625校、「検討中」1,066校であった。また、同年10月3日に国立教育政策研究所が公表した「学校施設の防災機能に関する実態調査」では、全国の公立学校のうち、避難所に指定されている学校は31,869校（91%。平成26年5月1日現在）で、防災施設・設備の整備状況では、体育館や屋外へのトイレの設置は比較的進んでいるものの（体育館81%、屋外70%）、貯水槽・プールの浄水装置等の設置（36%）や停電に備えた自家発電設備等の設置（40%）は遅れており、こうした課題には、教育委員会と防災担当部局が地域住民と連携・協力して対応していくことが重要であるとしている<sup>(18)</sup>。

## (2) 安全な学校施設・設備への取組

学校防災に詳しい矢崎良明鎌倉女子大学講師は、学校施設の巨大地震後のケアの必要性を指

(12) 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議「学校施設の老朽化対策について—学校施設における長寿命化の推進—」（平成25年3月）pp.18, 19, 28. <[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afildfile/2013/03/18/1131926\\_01\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afildfile/2013/03/18/1131926_01_1.pdf)>

(13) 文部科学省「公立学校施設の耐震改修状況調査の結果について」（平成26年4月1日現在）<[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/06/\\_icsFiles/afildfile/2014/06/02/1348162\\_02.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/06/_icsFiles/afildfile/2014/06/02/1348162_02.pdf)>

(14) 長澤悟ほか「「もっとよくなる！学校施設とその環境」振り返り座談会—「もっとよくなる」から「もっとよくなる」に向けて—」『学校事務』64(5), 2013.5, p.27.

(15) 磯田勝埼玉県さいたま市立さくら草特別支援学校事務主幹の話。同上, p.28.

(16) 長澤悟「地域住民と連携し、学校施設の防災機能の整備を急げ」『建築ジャーナル』No.1213, 2013.6, p.10.「小中学校は、昭和40年代後半から50年代にかけての児童生徒数の急増期に多くが整備」されたため、「非木造施設約1億5千万m<sup>2</sup>のうち築25年以上で改修を要する施設は約7割」とあるという。学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議「学校施設の老朽化対策について—学校施設における長寿命化の推進—（概要）」（平成25年3月）<[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/25/03/\\_icsFiles/afildfile/2013/03/15/1332017\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/25/03/_icsFiles/afildfile/2013/03/15/1332017_01.pdf)>

(17) 全国の公立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校2,860校（園）を対象に平成26年5月1日現在の状況を調査。「公立学校施設における津波対策状況調査」の結果について」（平成26年10月28日）文部科学省HP <[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shisetu/bousai/1352657.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/1352657.htm)>

(18) 国立教育政策研究所「学校施設の防災機能に関する実態調査の結果について」（報道発表）（平成26年10月3日）<<http://www.nier.go.jp/shisetsu/pdf/bousaikinou2014.pdf>>

摘する。東日本大震災では、建築後2年しか経っていない体育館の天井が落下した事例があることから、校舎や体育館のダメージを受けている部分の点検にしっかり取り組む必要があるとする<sup>(19)</sup>。文科省も、東日本大震災により、高所からの落下物の防止の重要性を改めて確認し、各学校設置者が学校施設の総点検と対策の強化を円滑に進められるよう、『学校施設における天井等落下防止対策のための手引』<sup>(20)</sup>を作成している。

また、近年、学校に公民館、保育所、図書館等を併設したり、複合施設としたりする、地域開放型の学校施設が注目されており、こうした学校では不審者対応において、地域住民が積極的に学校に関わることによって児童生徒を守るという考え方がとられるが、その前提として、学校建設や学校の様々な取組や活動にも地域住民が日常的に関わることが求められる。しかし、学校の統廃合が進んだことで、学校と地域をめぐる状況が変化してきていることも指摘されている<sup>(21)</sup>。また、「近年、地域住民の意思を反映して学校を建設しようとする試みが広がっている」<sup>(22)</sup>といわれるが、地域と教職員が協働で学校をつくっていく場合にも、安全の観点は欠かせない。学校と公民館や図書館、高齢者施設等との複合化も進められているが、「災害時には、地域防災の総合的避難施設として機能が発揮できる複合施設の在り方」が求められる<sup>(23)</sup>ことに

もつながるであろう。

一方、長澤教授は、学校の地域開放が広がらない要因の1つとして、施設の管理責任を教職員が負っている点を挙げ、学校施設の多機能化や複合化のなかで、「教職員は教育活動に専念できるようにし、地域ボランティアの活用などを含めて、施設の管理運営体制を変えていくことも大きな課題」<sup>(24)</sup>であると指摘する。同教授は、東日本大震災を経て、守りだけでなく、学校の再生、町の復興という新しい攻めの課題も浮かび上がったとし、学校施設の現代化と長寿命化をセットで取り組む必要性を指摘している<sup>(25)</sup>。

安全な学校施設・設備への取組としては、「子どもに安全で遊び育つ場としての道路づくりを含めた、面的なまちづくりの取り組み」として、「国際的なネットワークで展開する「子どもにやさしい都市」(Child Friendly Cities: CFC)」のプロジェクト<sup>(26)</sup>が目指す健康的な居住環境としての学校や安全な遊び場ともなる通学路等があり、学校安全の取組と同じ方向性をもつものとして、注目されよう。

学校施設・設備は安全だけが条件ではない。安全を基盤としたうえで、さらに教育・学習に効果的で、児童生徒や教職員が使いやすいものでなければならない。したがって、「教室が広く、収納や掲示のスペースが確保され、日当たりと風通しが十分考えられた学校」のように、設計

(19) 矢崎良明「Interview 学校における安全の視点」『School Amenity』29(2), 2014.2, pp.17-18.

(20) 文部科学省「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」(平成25年8月) <[http://www.nier.go.jp/shisetsu/pdf/ceiling\\_all.pdf](http://www.nier.go.jp/shisetsu/pdf/ceiling_all.pdf)>

(21) 笠井尚「地域住民の学校経営参加と学校施設の建設—学校の設計や学習環境整備への意思の反映—」『日本学習社会学会年報』No.9, 2013.9, pp.25-29. 笠井尚中部大学教授は、「学校の統廃合は多くの都道府県で進んでおり、学校と地域をめぐる状況は、大きく変化している。それは農村部に限らず、都心部でも同様の傾向がある。少子化時代の学校が、それ以前の学校と同様の規模で適正とは必ずしも言えないだろう」と述べる。同, p.27.

(22) 同上, p.25.

(23) 長澤 前掲注(16)

(24) 同上

(25) 長澤悟「『学校建築1億m<sup>2</sup>問題』と『廃校問題』を通して、「学校」「学校教育」を改めて考える」『学校事務』64(3), 2013.3, pp.61, 63.

(26) 木下勇「子どもの参画で子どもにやさしいまちづくりを」、木下勇ほか「アクションプラン—提言と実践—」仙田満・上岡直見編『子どもが道草できるまちづくり—通学路の交通問題を考える—』学芸出版社, 2009, pp.174-211.

者には常にユーザーの視点に立って考えることも求められている<sup>(27)</sup>。さらに、柳澤要千葉大学大学院教授が指摘するように、明治時代に米国や英国をモデルに校舎をつくったわが国では、モデルとなった国で大きく変貌を遂げているにもかかわらず、明治のスタイルから大きな変化がないが、「グローバル社会に対応できる人材育成が急務であるとすれば、教育や校舎も国際化や時代の変化に対応できる柔軟さが問われている」<sup>(28)</sup>と述べている点にも留意する必要があるだろう。

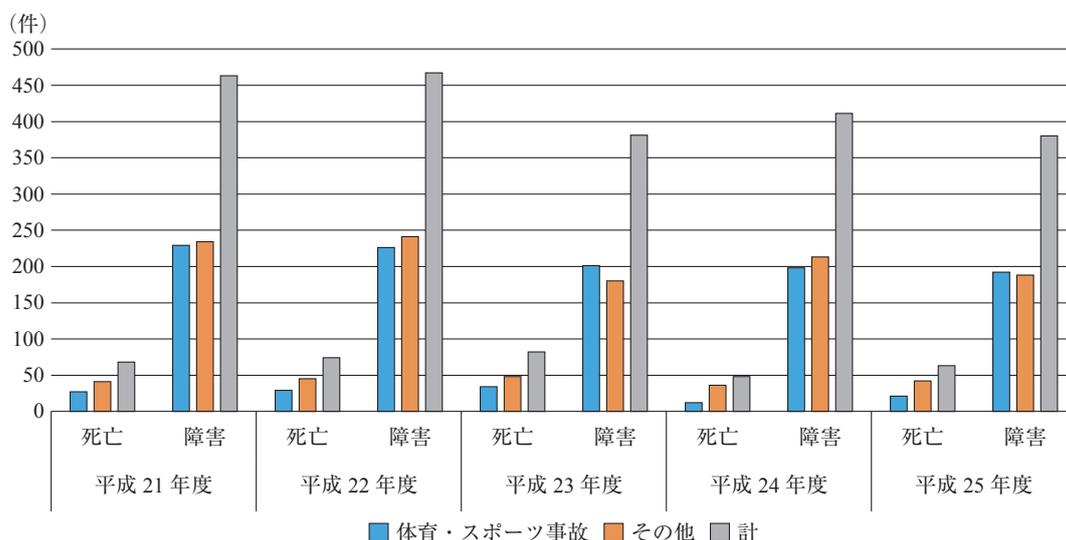
## 2 学校体育・スポーツ事故と学校給食における食物アレルギーによる事故

### (1) 学校体育・スポーツ事故

体育・スポーツ事故を含む学校の管理下における死亡・障害事故の発生件数は、日本スポーツ振興センター（以下「スポーツ振興センター」）が行う災害共済給付事業から得られる災害デー

タにより知ることができる。図2のとおり、平成21年度から25年度までの5年間で、体育・スポーツ事故（保健体育の授業、課外活動としての部活動、特別活動における体育的クラブ活動等及び学校行事における運動会・競技大会等における事故）による「死亡」123件、「障害」1,046件となっている。また、スポーツ振興センターの災害データを基に、平成10年度から23年度までの14年間の体育活動（保健体育の授業及び運動部活動）による死亡・障害事例167例（死亡57例、障害110例）の分析からは、次のことが明らかにされた。すなわち、死亡事故では、頭部外傷が約90%、頸部外傷が約10%を占め、重度の障害では、頸部外傷が約66%、頭部外傷が約34%を占めており、死亡事故の原因となった競技は、頭部外傷については体育授業等では陸上競技等、運動部活動では柔道等、頸部外傷については体育授業等では水泳等、運動部活動ではラグビー等であった<sup>(29)</sup>。

図2 学校の管理下の死亡・障害の発生件数



(注) 「体育・スポーツ事故」は、教科としての体育のほか、特別活動、学校行事及び課外指導における運動・スポーツや体育的部活動における事故を含む。  
 (出典) 日本スポーツ振興センター「場合別の発生件数」『学校の管理下の死亡・障害事例と事故防止の留意点』（平成22～24年版）及び日本スポーツ振興センター「場合別の発生件数」『学校の管理下の災害』（平成25～26年版）を基に筆者作成。

<sup>(27)</sup> 笠井尚「名建築でも現場は「使いにくい」メンテナンスを考慮した学校建築を」『建築ジャーナル』No.1213, 2013.6, p.23.

<sup>(28)</sup> 柳澤要「教育の変化に柔軟に対応するには、明治から変わらない学校建築の見直しを」『建築ジャーナル』No.1225, 2014.6, p.62.

学校体育・スポーツ事故は、重大な事故が発生した時を除き、必ずしも関心が高いとは言えないが、平成24年度からの中学校の保健・体育における武道必修化<sup>(30)</sup>では、柔道における死亡事故の多発等を理由に、その是非をめぐって議論が高まった。内田良名古屋大学大学院准教授は、中学校及び高等学校において、これまでに事故での死亡率の高い柔道、ラグビー、剣道の各部活動の事故実態のデータから、柔道は中学、高校とも初心者である1年生の死亡割合が高く、ラグビーでは練習中や試合中で死亡事故が起きることから高校2、3年生で事故が多いことや、柔道、ラグビーでは頭部外傷が死亡事故につながることで、剣道では熱中症や突然死による死亡が目立つことなどを指摘し、事故防止のためには過去の事故データの集約・分析が有効であり、それをもとに学校スポーツの安全を確立することを訴えている<sup>(31)</sup>。そして、「私たちの知覚では把握し難い「学校のなかの見えない危険」を、事故事例の蓄積から可視化」させる必要性を強調する内田准教授は、柔道事故事例と転落事故事例のそれぞれの蓄積データの分析から、「柔道事故でいえば、たとえば「頭部外傷」が浮かび上がり、転落事故でいえば、「足がかりとなる物を経由しての転落」が顕在化してくる」として、「可視化された点について、各領域の専門家が安全策を早急に考案していく

必要がある」と訴えている<sup>(32)</sup>。

平成24年7月に公表された文科省の「体育活動中の事故防止に関する調査研究協力者会議」の『学校における体育活動中の事故防止について（報告書）』では、「ケガや事故を防ぐためには、児童生徒一人一人が安全に関する知識や技能を身に付け、児童生徒自身が積極的に自他の安全を守れるようにすることが大切である」とし、「事故防止を組織的・効果的に進めていくためには、事故の発生要因や発生メカニズムなどを正確に把握し、適切に対応していく必要がある。このため、全教職員対象の事故防止研修会や、熱中症予防研修会を開催し、教職員の事故防止に対する意識を高め、組織的な対応を行っていく必要がある」とする。そして、「運動部活動に参加する生徒自らが熱中症を予防する意識を高めておく必要」性を強調している<sup>(33)</sup>。体育・スポーツ事故に多い突然死に関しては、「突然死を防ぐための10か条」において、「健康教育を充実し、体調が悪いときには、無理をしない、させない」、「AEDの使用法を含む心肺蘇生法を教職員と生徒全員が習得する」ことなどを掲げている<sup>(34)</sup>。

学校管理下の傷害の予防については、子どもの傷害予防に取り組んできた山中龍宏医師・緑園こどもクリニック院長が、「学校管理下の傷害は、そのほとんどがすでに知られている傷害

(29) 日本スポーツ振興センター学校災害防止調査研究委員会『学校の管理下における体育活動中の事故の傾向と事故防止に関する調査研究—体育活動における頭頸部外傷の傾向と事故防止の留意点—調査研究報告書—』2013.3, p.20. <[http://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/kenko/jyouthou/pdf/toukeibu/toukeibu\\_3.pdf](http://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/kenko/jyouthou/pdf/toukeibu/toukeibu_3.pdf)>

(30) 武道必修化をめぐる動きについては以下を参照。森浩寿「武道必修化と学校事故」『日本教育法学会年報』No.42, 2013, pp.80-91. このなかでは、「施設面や指導内容・方法等においても十分に環境整備がされないまま武道の必修化がスタートした」、「詳細な再発防止策が提示されていないのは、原因究明が十分に行われていないことを示している。原因究明が不十分だから再発防止が不完全となり、結果として同じ事故が繰り返されている」、「現在の日本の教育界およびスポーツ界のいずれにおいても十分な原因究明を遂行する環境が整っていない。なぜなら、あまりにも事故関連情報が乏しい」などが指摘されている。同, pp.89-90.

(31) 内田良「学校スポーツにおける重大事故一部活動の事故を比較する—」『教育と医学』61(6), 2013.6, pp.512-518.

(32) 内田良「学校のなかの見えない危険—事故事例から学ぶ—」『学校救急看護研究』7(1), 2014.3, p.35.

(33) 体育活動中の事故防止に関する調査研究協力者会議「学校における体育活動中の事故防止について（報告書）」（平成24年7月）pp.19, 22, 38. <[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/jyujitsu/\\_icsFiles/afiedfile/2012/07/27/1323968\\_1\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/_icsFiles/afiedfile/2012/07/27/1323968_1_1.pdf)>, <[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/jyujitsu/\\_icsFiles/afiedfile/2012/07/27/1323968\\_2\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/_icsFiles/afiedfile/2012/07/27/1323968_2_1.pdf)>

(34) 日本スポーツ振興センター「突然死を防ぐための10か条」『学校における突然死予防必携 改訂版』2011. <[http://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/kenko/jyouthou/pdf/totsuzenshi/22/totsuzenshi22\\_1.pdf](http://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/kenko/jyouthou/pdf/totsuzenshi/22/totsuzenshi22_1.pdf)>

であり、その解決法もわかっている傷害である」とし、学校管理下で起こった傷害について、「問題点を把握して実態を解明し、具体的に予防策を検討する」取組を行い、同時にスポーツ振興センターの「災害共済給付で得られる傷害のデータを継続的にモニターしていけば、科学的に効果を評価することができる」と語る<sup>(35)</sup>。また、山本利春国際武道大学教授は、学校スポーツの現場における子どもの怪我への対応が35年前と何も変わっていないとし、小・中学校におけるトレーナーの不在や、学校スポーツに関わる教員が怪我の予防やリハビリテーションの知識等を有することが少ない点を指摘する<sup>(36)</sup>。そして、学校へのトレーナーの配置には時間がかかることから、養護教諭、部活動指導者となる教員及び体育教員が、もっとトレーナー的知識を身に付ける必要性を強調している<sup>(37)</sup>。運動部活動事故では、事故発生後の顧問教員の過失等を問うだけでは、事故再発は防げない。そこで、「学校組織における運動部活動事故防止に関する危機管理では、校内にシステムとしてのセーフティネットを技術的に構築することで、顧問のエラーを防止する」<sup>(38)</sup>対策も考えられている。

一方、現状においては、事故・災害発生時の養護教諭の救急看護活動の実態の解明が進められていないことから、これがなければ対応方策や養護教諭のスキルの育成等にもつながらないという問題も指摘されている<sup>(39)</sup>。

## (2) 学校給食における食物アレルギーによる事故

学校給食の食材に含まれるアレルギー物質によるアナフィラキシーショックは、予防とともに、生死を分ける事故発生時の緊急対応が重要となる。「アレルギー反応が原因で突然、急速に全身性に症状が進行していく」アナフィラキシー症状は、「分単位の症状の進行があり、なおかつ重篤な場合は死亡する可能性」があるため、「すべての教職員がアナフィラキシーに関する理解をすすめ、その正しい対応を学ぶこと、そしてその対応を体系的にまた的確迅速に行うためにマニュアルを作成し定期的にシミュレートを行う必要」があることが強調されている<sup>(40)</sup>。

「有病率が2～3%とすれば、40人学級でおよそ1人の食物アレルギー患児がいることになり、いまや学校における食物アレルギー対応は必須」となっているといわれる<sup>(41)</sup>。スポーツ振興センターが行っている学校の管理下における災害共済給付事業から得られる事例をもとに行った「学校給食におけるアレルギーの集計」(小学校及び中学校)では、平成17年度から平成20年度の4年間に804人の事例があり、内訳は、小学校男子389人、同女子139人、中学校男子211人、同女子65人で、傷病名別(重複あり)では、アレルギー394人(男子296人、女子98人)、ジンマシン197人(男子143人、女子54人)、アナフィラキシー192人(男子144人、女子48人)、アナフィラキシーショック189人(男子136人、女子53人)などとなっている<sup>(42)</sup>。

平成24年12月に東京都調布市の小学校で起

(35) 山中龍宏「学校管理下の傷害の予防と応急処置」『教育と医学』61(6), 2013.6, pp.524, 526.

(36) 山本利春「学校スポーツにおける指導者のトレーナー的知識普及の必要性—部活動指導者、養護教諭、体育教員、教員志望者へのアプローチ—」『Sportsmedicine』No.163, 2014.8, p.13.

(37) 同上, p.14.

(38) 秋元秋代司「運動部活動事故防止に関する事例研究」『安全教育学研究』11(1), 2011.3, p.51.

(39) 森美喜夫ほか「学校保健における養護教諭の救急看護活動に関する問題とその改善」『岐阜聖徳学園大学紀要(教育学部編)』53集, 2014.2, p.227.

(40) 今井孝成「学校の食物アレルギー対応最前線」『心とからだの健康』17(7), 2013.7, pp.19-20.

(41) 同上, p.19.

(42) 日本スポーツ振興センター学校災害防止調査研究委員会第二部会「第2編 集計分析」『学校の管理下における食物アレルギーへの対応—調査研究報告書—』2011.3. <[http://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/kenko/siryou/kankou/pdf/2bukai\\_allergie\\_3.pdf](http://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/kenko/siryou/kankou/pdf/2bukai_allergie_3.pdf)>

きた学校給食を原因とする食物アレルギーによる児童の死亡事故に関して、海老澤元宏国立病院機構相模原病院臨床研究センターアレルギー性疾患研究部長は、平成20年3月に文科省スポーツ・青少年局学校健康教育課の監修で日本学校保健会から公刊された『学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン』<sup>(43)</sup>と「学校生活管理指導表」が普及していなかったこと、普及・啓発を怠ったこと、教育現場で取り上げてこなかったことの問題を指摘している<sup>(44)</sup>。一方、学校給食の現場からは、沖縄県内の学校給食の調理場を対象とした、学校給食栄養管理者への質問紙調査で、食物アレルギーへの対応を推進するには、「個別調理が可能な施設設備の整備や事故を防ぐためのゆとりある調理員数の確保など、環境整備の必要性」が示されたが、予算を伴う環境整備の早期の改善は難しいことから、施設設備と人力の効率化を目的とした「食物アレルギーの対応給食センター」の設置や、食物アレルギーの対応に必要な個別調理法に関する情報提供の充実などの工夫も必要との報告がなされている<sup>(45)</sup>。

平成26年6月27日、国民生活に多大な影響

を及ぼしているアレルギー疾患の対策を総合的に推進することなどを目的とした、「アレルギー疾患対策基本法」(平成26年法律第98号)が公布された。この法律では、学校等の設置者は、学校等において、アレルギー疾患を有する児童等に対し、適切な医療的・福祉的・教育的配慮をするよう努めなければならないこと(第9条)や、国が教員等へのアレルギー疾患を有する者への医療的・福祉的・教育的援助に関する研修の機会を確保すること(第18条第2項)などを定めている。

食物アレルギー疾患への対策の課題としては、実践的な研修計画の策定や組織的な検証と改善の仕組みの確立<sup>(46)</sup>などが指摘されている。

### 3 安全教育に関わる取組

平成13年6月に学校への不法侵入者により8人の児童が犠牲となり、15人の児童と教員が負傷する事件のあった大阪教育大学附属池田小学校では、安全教育の先駆的な活動を展開し、その1つとして教科としての「安全科」<sup>(47)</sup>を設置して、安全な学校づくりの取組を行っている。しかし、こうした例はまだ限られている。以下

(43) 日本学校保健会『学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン』2008.3. <<http://www.gakkohoken.jp/uploads/books/photos/v00051v4d80367d6506f.pdf>>

(44) 海老澤元宏「我が国の食物アレルギー対応とアナフィラキシー対策」『JMS: Japan Medical Society』No.197, 2013.5, p.50.

(45) 我那覇ゆりかほか「学校給食における食物アレルギーの対応の開始を困難とさせる要因に関する研究」『日本給食経営管理学会誌』7(1), 2013, pp.3-12.

(46) 「教職員の異動や職種・職層に応じた実践的な研修計画を策定することや、関係機関と連携し、組織的な検証と改善のしくみを確立する必要があります」宇津木光次郎「<調布モデル>で給食アレルギー事故を防ぐ」『教職研修』42(11), 2014.7, p.101.「食物アレルギー対応委員会の設置は、対応ガイドラインに明記されているが、設置されている学校はまだ少ない」赤澤晃「食物アレルギー児童・生徒の学校給食への対応」『小児科』54(13), 2013.12, p.1941.

(47) 「安全科」は、「生活安全」(登下校、クラブ活動、学級活動等を含む様々な活動における危険の理解と安全確保・安全行動など)、「防犯」、「交通安全」(歩行時や自転車利用時の危険の理解と安全な行動、安全な交通社会づくりへの参加など)、「災害安全」及び「命の大切さを実感する授業」(AED等のスキルの習得を通じて命の大切さを実感する授業)の5領域から構成されており、例えば、ケガをして保健室で治療を受けたときには、児童自身でケガの内容、発生原因、場所等を入力するシステムである「外傷予防プログラム」により、統計的なデータを取り、後に活用できるようにしている。また、火災に対する疑似消火体験を行ったり、避難訓練の精度を高めたりする努力をしているという。井上伸一「大阪教育大学附属池田小学校における International Safe School 活動について」大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンター編『アジア・太平洋学校安全推進フォーラム 第2回—アジア・太平洋地域における International Safe School 活動の展望—』(アジア・太平洋学校安全推進フォーラム報告書)2013, pp.41-42.

では、多くの学校の現状を踏まえ、交通安全、防災、体育・運動部活動事故に関わる安全教育の取組の要点を確認し、今日注目されているストレス対応やメンタルヘルスについても、安全教育の視点から考えてみたい。

#### (1) 交通安全教育と防災教育

これまで、安全教育の中心となってきた交通安全教育であるが、その内容には批判もある。「これまでの交通安全教育と言われるもののほとんどは、「事故防止対策」としての指導であり、本当の意味での教育は、まだほとんど手付かずだというのがわが国の実情だと言っても過言ではない」と語る交通評論家の矢橋昇氏は、子どもを交通事故から「守ること」のみに指導の焦点が当てられ、子どもたちに対する働きかけも、「事故をどう防ぐか」という観点からのものが中心となって、「道路でわきまを持って規則正しく行動できる人間を育てる」ための教育の方には、一向に目が向けられてこなかった」ために、「交通安全意識や能力の育成の方は、まだ手付かずに近い状況にあるのが実情ではないか」と指摘する<sup>(48)</sup>。そして、交通安全教育の目指すべきものとして、社会的マナー（公共マナー）の育成、望ましい交通ルール観と主体的な順法意識の育成、基本的な交通ルールの正確な習得、交通場面における危険の感知と危険を遠ざけ安全を生み出す能力の養成等を挙げ、交通安全教育を「これまでのような“事故防止対策の一環”としての「交通安全教室」「交通安全講話」「交通安全訓練」といった行事ではなく、あくまでも授業の一つとして位置付けて

取り組むこと」が大切であると指摘する<sup>(49)</sup>。また、戸田芳雄東京女子体育大学教授は、今後の安全教育には、「地域との連携を一層図り、交通安全教育については、警察、自動車教習所等、生活安全教育については地域のパトロール隊やスクールガード・リーダー等、また、防災教育については气象台や消防機関などの関係機関の協力を得ることなどによる実技を伴う体験的な学習やロールプレイングなどの活動の効果的に行う必要がある」<sup>(50)</sup>と指摘している。体験等による技能の習得も踏まえて、安全確保のための交通行動ができる人格の育成は、今後の交通安全教育の課題といえよう。

一方、防災教育については、渡邊正樹東京学芸大学教授が、自然災害に関する知識を身に付け、習得した知識に基づいて的確に判断し、迅速な行動をとる、という主体的に行動する態度を身に付けることが重要であり、それは危険予測・回避能力の育成にほかならないとする。そして、同教授は、特に、主体的に行動する態度を妨げる要因としての「正常化の偏見」を挙げ、その克服の必要性を指摘する<sup>(51)</sup>。そのうえで、様々な条件下で、工夫のある避難訓練を実施する必要性を強調する。また、「われわれ大人が銘記すべきは、事故や災害に「常識」「想定」はないということであろう。地震・津波により原子力発電所が大きなダメージを受けたことはその典型であり、平時の訓練を繰り返すうちに、訓練での想定内容それ自体が実際の災害内容になるとの思い込みである」とし、「常に「想定外」の事故（災害）を「想定」した指導や訓練を行うことが極めて重要」とも指摘されている<sup>(52)</sup>。

(48) 矢橋昇「特集 児童期の交通安全教育の充実のために一提言とささやかな試みの報告一」『交通安全教育』48(3), 2013.3, p.7.

(49) 同上, pp.9, 14.

(50) 戸田芳雄「学校における安全教育の動向—学校安全の推進に関する計画の策定を中心に—」『交通安全教育』48(4), 2013.4, p.10.

(51) 渡邊正樹「「生き抜くための」防災教育をどう進めるか」『教職研修』42(5), 2014.1, pp.36-37.「正常化の偏見」とは、「ここまで被害が及ぶことはないだろう」、「防災対策を行っているから大丈夫」とする考え方を指す。同, p.37.

(52) 森博文「子どもの安全と事故防止」岸本肇教授退職記念論文集編集委員会編『「からだと心」の発達と教育・体育・スポーツ』東京未来大学, 2011, p.163.

さらに、地震・津波等の災害の様相は一様ではないため、その点も踏まえた避難訓練等が必要となる。「過去の大震災の死因では、関東大震災は焼死、阪神淡路大震災は圧死、東日本大震災は溺死が最も多く、被害の様相はその都度違い」があるため、「1つの震災のイメージだけを植えつけるのではなく、震災によって様相が違うことも教えていかなければ」ならないということである<sup>(53)</sup>。災害や緊急時の対応や行動については、長澤教授が、学校と地域住民との連携や共通理解が不可欠である点を強調している<sup>(54)</sup>。

## (2) 事件・事故災害後の心のケア

長年、災害と心のケアの問題<sup>(55)</sup>に取り組んできた富永良喜兵庫教育大学教授は、「災害後の心のケアの理論と方法が阪神大震災当時と現在では大きく変わったことを踏まえて、心のケアを取り入れた防災教育を構築する必要がある」とし、「防災教育と心のケアの一体的取り組みを世界に発信する時が来ている」とする<sup>(56)</sup>。そして、心のケアのための「ストレスマネジメント技法は、治療的専門的方法から、誰もが少しの工夫で行える日常的非専門的方法へと移行しつつある」<sup>(57)</sup>と語っている。富永教授は、災害後の心のケアとしてのストレスマネジメントに関し、阪神・淡路大震災後には、できるだけ早期にトラウマ体験を表出することがストレス

障害を予防するとするディブリーフィング (Debriefing) の考え方が推奨されたが、その後、これは有効ではなく、かえって回復を遅らせるとする報告がなされ、その後、心理的応急法 (Psychological First Aid) が災害後の急性期の精神保健のガイドラインとして提唱され、ディブリーフィングはやってはいけないものとされたことを指摘している<sup>(58)</sup>。そして、「教育現場は、被災地の学校に限らず、スクールカウンセラーなどの専門家と共同で行うストレスマネジメント教育を切望している。今後、政治家、教育関係者、教育行政者が一体となり、予防的なストレスマネジメント教育を制度化することこそストレスマネジメント支援の課題」であるとする<sup>(59)</sup>。

また、進藤啓子西南学院大学教授は、小学校における3年間のSTM教育の実践から、その課題として、① STM教育を導入する際の要件、② STM教育を継続していくための工夫、③ 評価方法を挙げ、児童の実態等に対する学校側の危機意識が高くないとSTM教育の導入は難しく、校長のリーダーシップが不可欠であり、また、実践の継続の難しさから、スクールカウンセラー等の力を借りて実践を継続する工夫の必要性を指摘している<sup>(60)</sup>。

さらに、「これまでの研究において、ストレス状況がある程度長期化すると、二次的な反応として、無気力やうつ気分が表れてくることがわかっている」ことから、「学校でのストレス

53) 「第9回学校の安全・危機管理セミナー Seminar Report “子どもの命を守る安全教育” について災害・犯罪に  
対処するための様々な提言がなされる」『日本の防犯・防災』4(3), 2013 秋, p.22.

54) 「防災教育や防災訓練を通じて、日常時からの学校と地域の結び付きを強め、災害時の対応や行動についての  
共通理解を図る努力が不可欠である」長澤悟「今後の学校施設の災害対策について」『教育委員会月報』66(2),  
2014.5, p.3.

55) 災害と児童生徒の心のケアに関しては、拙稿「災害後の児童生徒の心のケア」『レファレンス』732号, 2012.1.  
<[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3196943\\_po\\_073203.pdf?contentNo=1&alternativeNo=](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3196943_po_073203.pdf?contentNo=1&alternativeNo=)> 参照。

56) 富永良喜「子どもの心のケアと防災教育」『教育と医学』62(3), 2014.3, pp.253, 258.

57) 富永良喜「ストレスマネジメント支援の今日的意義と課題」『臨床心理学』12(6), 2012.11, p.767.

58) 同上

59) 同上, p.770; 富永良喜『災害・事件後の子どもの心理支援—システムの構築と実践の指針—』創元社, 2014, pp.153-  
154 参照。

60) 進藤啓子「学校全体を対象としたストレスマネジメント教育の実践—3年間の実践経過を通して—」『西南学院  
大学人間科学論集』8(2), 2013.2, p.105.

マネジメントの意義は、このような誰もが経験する可能性のある問題について、多くの子どもたちを対象に学びの機会を与えることができる点にある」とされる<sup>(61)</sup>。高松勝也福岡教育大学大学院准教授は、現行の学習指導要領では、小学校体育科の保健領域「心の健康」で、中学校保健体育科の保健分野「心身の発達と心の健康」で、それぞれ3時間程度STM教育に近い内容を学習することになるが、「この時数では、学年配当も含めて十分ではない。系統的な学習を進めるためにも今後の検討課題となるだろう」と指摘する<sup>(62)</sup>。また、富永教授は、「心の健康教育」を科目として立ち上げるか、少なくとも「心の健康」に関する系統だったプログラムを提案する必要がある<sup>(63)</sup>とする。

一方、臨床心理士の玉井仁氏は、メンタルヘルスケアの留意点について、「ストレス緩衝要因は支え合える人間関係である」という観点から、不調者である「被支援者が支援されていることを嬉しく感じられるようになるまで支援者が根気よく関わり」続けることの大切さを説いている<sup>(64)</sup>。また、影山隆之大分県立看護科学大学教授は、「従来、学校メンタルヘルス活動に関して言えば、スクールカウンセリング、保健室活動、不登校・ひきこもり支援などのハイリスクアプローチ（「治療的」アプローチと言っ

てもよい）が中心で、言い換えれば表面的な問題現象の後追いが多かった」とし、「しかし本来は、ポピュレーションアプローチ<sup>(65)</sup>による保健学習を通じた、子どもたち全体の心の健康レベルの底上げも考える必要がある」と指摘している<sup>(66)</sup>。そして、学校におけるストレスの問題への対応では、菅野純早稲田大学教授が指摘するように、「子どもが年少であればあるほど、保護者と子どもはセットで考えるべき」であり、「保護者が学校に安心感を抱き、教師を信頼することが、子どもの学校生活をしっかり支える礎となる」<sup>(67)</sup>ことも忘れてはならないであろう。

なお、児童生徒のメンタルヘルスケアに関しては、レジリエンス（resilience）<sup>(68)</sup>の研究が進んでおり、仁平義明白鷗大学教授の次の指摘も留意されてよからう。すなわち、「レジリエンス研究が果たしたもう一つの役割は、発達初期のマイナスは後の時期であっても取り返しができるという発想の転換である。いったん、子どもが強く長いストレスの影響を受けて問題が起こっても、そうした子どもを心配し助言や指導を与え、能動的に関わってくれる「メンター」…（中略）…や環境からのさまざまなサポートがあることで、後になって精神的な健康を回復できるという考え方を、レジリエンス研究は支

(61) 石川信一「児童のうつ予防としてのストレスマネジメント教育」『臨床心理学』12(6), 2012.11, p.777.

(62) 高松勝也「学校からの報告(9) ストレスマネジメント教育とは」『子どもの心と学校臨床』No.10, 2014.2, p.137.

(63) 富永「災害・事件後の子どもの心理支援—システムの構築と実践の指針—」前掲注59, p.137.

(64) 玉井仁「定例セミナー講演要旨 教職員及び学生へのメンタルヘルスケア」『私学経営』No.469, 2014.3, p.55.

(65) 「公衆衛生活動には、集団の全構成員に対するポピュレーションアプローチと、健康リスクが高い人を標的とするハイリスクアプローチがある。学校保健について考えると、保健学習は前者、保健指導と保健管理は両者のアプローチが行われている」影山隆之「メンタルヘルスリテラシーを育てる保健体育教育と自殺予防教育」『学校メンタルヘルス』14(2), 2011, p.132. 地域社会を例にとれば、ポピュレーションアプローチは、「ある健康リスク」に着目し、地域社会をその予防に対する意識の強い環境あるいは予防行動を取りやすい環境に変えていく仕掛けであり、戦略」であるとされる。日本看護協会『保健師活動におけるポピュレーションアプローチの評価のあり方—生活習慣病予防を中心に—』（平成25年3月）p.1. <<http://www.nurse.or.jp/home/publication/pdf/hokenshido/24-hokensido.pdf>>

(66) 影山 同上

(67) 菅野純「学校にストレスを感じる子ども」『児童心理』68(14), 2014.10, p.1161.

(68) レジリエンスは、「貧困や親からの虐待、難民生活など強い持続的なストレスを経験したのにもかかわらず、子どもたちが精神的に健康に発達する「心の回復」現象やその過程を意味する概念」であり、「子どもに限らず、成人の心の健康の回復にも使われる」仁平義明「レジリエンス研究の現在」『児童心理』68(11), 2014.8, p.909.

持する。発達初期重視からの転換、個人要因重視から社会環境要因重視への転換である<sup>(69)</sup>と語っている点である。

学校においては、事件・事故災害後のメンタルヘルスケアとともに、多くの児童生徒を対象とした日常的なメンタルヘルス活動、ストレスマネジメントを始めとした教育の実践を積み重ねていくことが、安全教育を確かなものにしていくであろう。

### (3) 安全教育と自殺予防

#### (i) いじめと自殺予防

教育の現場では、いじめ問題の深刻化に伴い、自殺の問題が改めて重く受け止められている。文科省の自殺予防への主な取組は、表2のとおりである。

平成24年9月5日に公表された、文科省の「いじめ、学校安全等に関する総合的な取組方針—子どもの「命」を守るために—」<sup>(70)</sup>では、取組方針として、「学校安全の推進」、「体育活動中の安全確保」と並んで「いじめの問題への対応強化」を3つの柱の1つとして位置付け、文科省が学校や教育委員会への必要な支援を行うだけでなく、学校や教育委員会における取組の徹底を促すとともに、国民や児童生徒へも取組への積極的な参加を呼び掛ける内容を提示している。また、翌25年6月に成立した「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)では、

学校が「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める」(第13条)こと、いじめ防止等の措置を実効的に行うため、学校に「当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等のための組織を置く」(第22条)こと、そして、いじめにより、児童生徒の生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときなどに事実関係の調査を行うこと(第28条)などを規定している<sup>(71)</sup>。平成26年10月16日に文科省が公表した「いじめ防止対策推進法を踏まえた学校の取組状況に関する調査について」では、「学校いじめ防止基本方針」の策定済みが86.5%、いじめの防止等の対策のための組織の設置済みが93.8%となっている<sup>(72)</sup>。

いじめ防止に関する最近の見解には、「全ての子どもを対象とする日々の授業や集団活動において、子どもの「規律」「学習意欲」「自己有用感」を育む、言い換えると、誰もが活躍できる場面をつくるために、「居場所づくり」と「絆づくり」を意図的・計画的に行うことは、いじめの「防止」に結びつく」とするもの<sup>(73)</sup>、「児童生徒が互いに認められる人間関係を学級風土・学校風土からつくりだしていくことが、いじめ未然防止の基本」であり、「教育課程に位置づけられた計画的な日常的教育活動こそが、

(69) 同上, p.911.

(70) 文部科学省「いじめ、学校安全等に関する総合的な取組方針—子どもの「命」を守るために—」(平成24年9月5日) <[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afiedfile/2012/09/05/1325364\\_1\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afiedfile/2012/09/05/1325364_1_1.pdf)>

(71) 今津孝次郎愛知東邦大学教授は、この法律が掲げる「いじめを無くす」、「いじめの根絶(撲滅)」のスローガンは、「学校でいじめがあってはならない」という突きつめた判断に至り、思わず学校組織防衛的感觉を生じさせ、「よくある子どもの喧嘩で、いじめではない」といったすり替えや、「本校にいじめはない」「自殺といじめとの関連はない」といった隠蔽につながるような予断を生じやすくする」という。今津孝次郎「『いじめ防止対策推進法』をどう受け止めるか」『月刊高校教育』47(6), 2014.5, pp.37-38. 野田正人立命館大学教授は、この法律の課題として、①いじめが持つ複雑な人間関係や構造が、単純化されすぎていること、②児童生徒に対する発達の視点が欠けていること、③加害者への体系的な働きかけが示されず、支援の視点が見られないこと、を指摘する。野田正人「いじめ対策法と基本方針の枠の下で」『季刊教育法』No.182, 2014.9, pp.26-30.

(72) 文部科学省「いじめ防止対策推進法を踏まえた学校の取組状況に関する調査について」<[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/10/\\_icsFiles/afiedfile/2014/10/16/1351936\\_02.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/10/_icsFiles/afiedfile/2014/10/16/1351936_02.pdf)>

(73) 藤平敦「いじめを防止する取組—全国の学校に期待すること—」『月刊生徒指導』44(8), 2014.7, p.27.

表2 文部科学省の自殺予防への取組み

	事 項	内 容 等
平成 7年 12月 15日	文部省初等中等教育局長通知「いじめの問題への取組の徹底等について」	・全ての児童生徒に対して生命や人権の大切さについての指導や生きる力をはぐくむ指導を改めて徹底するとともに、児童生徒の自殺を食い止めるためのあらゆる手だてを講じること
8年 1月 30日	文部大臣「緊急アピール かけがえのない子どもの命を守るために」	・どんなことがあっても、自らの命を絶つことはあってはならない ・各学校の校長は、いじめは絶対に許されないこと、理由の如何を問わず死んではならないこと、必ず誰かに相談することを、繰り返し、直接子どもたちに訴え、学校のすみずみ、子ども一人一人の心にまでいきわたるよう指導してほしい
15年 6月 4日	平成15年度第1回都道府県・指定都市生徒指導担当指導主事会議	・生命の尊さや生きることの意味を考え、生きる誇りと自信を育てる教育や心の健康問題に関する正しい知識の普及・啓発等、心の健康の保持・増進に関する取組も重要 ・自らの困難や挫折、ストレス等を克服し適切に対処する力を養う必要がある ・学校等児童生徒を取り巻く環境において、自殺予防を直接の目的とする教育に取り組む必要があるとの指摘がある。わが国における取組を検討する上で、海外の取組も参考としていくことが望まれる
18年 8月 30日	児童生徒の自殺予防に向けた取組に関する検討会（第1回）	・自殺防止の一層の充実を図るため、児童生徒の自殺の特徴・傾向などを分析して、学校現場に資する自殺予防方策について検討を行う
19年 3月 29日	児童生徒の自殺予防に向けた取組に関する検討会「子どもの自殺予防のための取組に向けて（第1次報告）」	・子どもの自殺の現状 ・自殺予防の基本概念 ・学校における自殺予防活動 ・実施すべき対策（今後実施すべき対策）（直ちに実施すべき対策 ①子どもの自殺に関する実態把握のための体制の整備、②自殺が起きてしまった後の遺されたほかの子どもたちや家族に対するケア、③子どもの自殺予防に関する教師を対象とした教育（プログラム）、④ウェブサイトに自殺予防の基礎知識をQ&A形式にして掲載する）
20年 3月 18日	児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議（第1回）	・教職員に児童生徒の自殺についての正しい知識を提供するため、子どもの自殺の実態、子どもに特徴的な自殺の危険因子、自殺の危機にある子どもへの対応等について解説した手引き等の作成等について調査研究を行い、児童生徒の自殺予防の一層の充実を図る
21年 3月	文部科学省「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」	自殺予防マニュアル・リーフレット
22年 3月	文部科学省「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」	・危機対応の態勢 ・遺族へのかかわり ・情報収集・発信 ・保護者への説明 ・心のケア ・学校活動
	児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議「平成21年度児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議審議のまとめ」	・検討の方向性 ・遺族団体等からのヒアリング ・委員からのヒアリング ・ワーキング・グループの検討
23年 3月	児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議「平成22年度児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議審議のまとめ」	・児童生徒の自殺（疑い）事案の状況把握の在り方 ・児童生徒の自殺が起きたときの調査の在り方 ・米国における子どもに対する自殺予防教育の現況調査
6月 1日	文部科学省初等中等教育局長通知「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の在り方について」	・自殺に至るまでに起きた事実の影響についての分析評価を行い、自殺防止のための課題について検討することが重要 ・学校・教育委員会等は、背景調査に当たり、遺族の要望・意見を十分に聴取し、できる限りの配慮と説明を行う必要がある。在校生や保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行うことが重要 ・学校・教育委員会が主体となる調査においても、適切に専門家の助言や指摘を受けることが望ましい

(出典) 「子どもの自殺予防」文部科学省 HP <[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1302907.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302907.htm)> 及び、総務省行政評価局「自殺予防に関する調査結果報告書」2005.12. <<http://ikiru.ncnp.go.jp/ikiru-hp/measures/mic07.pdf>> 等を基に筆者作成。

学校でのいじめ防止の最も大事な活動」であるとするもの<sup>(74)</sup>、「緊急的危機介入と未然防止の両輪が一体化した形でいじめ問題に取り組む必要がある」とするものなどがある<sup>(75)</sup>。また、学校における児童生徒間の問題への対応では、過去ではなく、現在と近い将来を見据えて、児童生徒の思いを受け止め、納得を得るように努めることの大切さが語られている<sup>(76)</sup>。

(ii) 学校安全から見た児童生徒の自殺予防

(a) 児童生徒の自殺と教員の役割

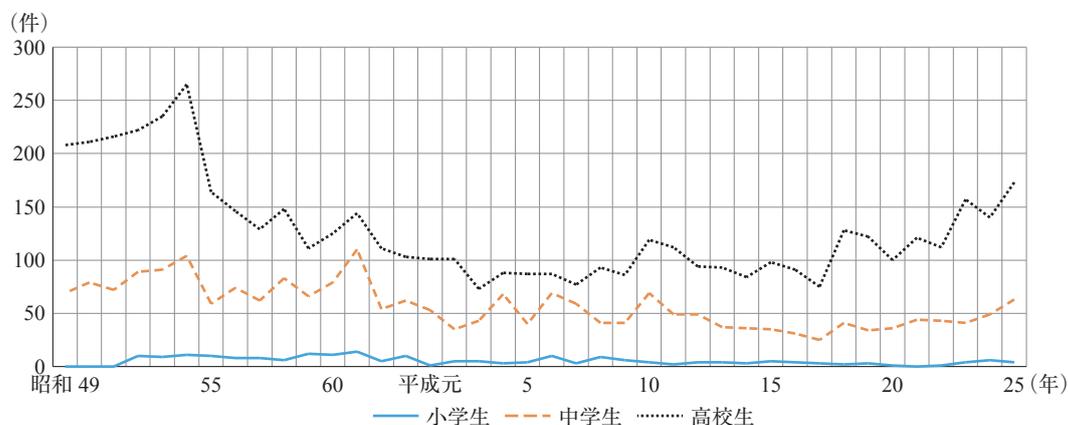
児童生徒の自殺者数の推移は、図3のとおりである。

松本俊彦国立精神・神経医療研究センター自殺予防総合対策センター副センター長は、若者の自殺の原因については分かっていない部分が多いとしたうえで、その特徴として、①周囲がサインに気付きにくいこと、②プロセスが比較

的早く進むことを挙げ、子どもの自殺対策が進まない理由として、学校や家庭が沈黙することによる情報不足を指摘する<sup>(77)</sup>。また、10代、20代の若者の特徴として、自殺未遂が多い、死ぬことを必ずしも意図していない自傷が大きな問題である、連鎖自殺、群発自殺が起こりやすいことなども指摘されている<sup>(78)</sup>。そして、学校では児童生徒は悩みを教員に相談することは少なく、悩みを抱えて視野が狭くなっている場合には、保護者や教員が手を差し伸べても見えないことから、児童生徒が「元気なときから応援していることを伝えることが大切」といわれる<sup>(79)</sup>。

学校で児童生徒の自殺予防に果たす教員の役割は大きい。自殺予防対策に詳しい高橋祥友筑波大学医学医療系災害精神支援学教授は、「教師が適切な対応をしたために、生徒の自殺を予防している例のほうが、実際に起きてしまった

図3 児童生徒の自殺者数の推移



(出典) 文部科学省「7-1 児童生徒の自殺の状況」『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』(平成25年度)(2014年10月16日公表(10月速報値)) <<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001016708>>を基に筆者作成。

(74) 相馬誠一「いじめ防止のために一日本生徒指導学会「いじめ防止対策改善特別委員会」の役割一」『月刊生徒指導』44(8), 2014.7, p.29.  
 (75) 平成26年5月の日本生徒指導学会第1回「いじめ防止対策改善特別委員会」における森田洋司日本生徒指導学会会長のあいさつ。同上, p.30.  
 (76) 「子どもの思いを受け止めて、子どもの納得を得るように努めて進めないと、子どもの本当のニーズとかなりずれる危険があることが分かってきました」瀬戸則夫・小野田正利「いじめ防止対策推進法と、学校-子ども-保護者関係の変容」『季刊教育法』No.182, 2014.9, p.8.  
 (77) 松本俊彦「子どもの命を救うために一大人が、社会がするべきこと一」『月刊地域保健』45(2), 2014.2, pp.40-41.  
 (78) 影山隆之ほか「鼎談 子どもの自殺予防対策を考える」『月刊地域保健』45(2), 2014.2, pp.16-17.  
 (79) 同上, p.22.

自殺よりもはるかに多い」<sup>(80)</sup>と語っている。

教師の役割には、「社会生活をしていくうえで必要な情報を伝達し、ルールを教え、また、責任ある大人としての役割を生徒に示すことなど」があるとされるが<sup>(81)</sup>、「自殺が差し迫っている危機的状況に実際に直面してから、その対策を考えるのでは遅すぎる。その段階では貴重な時間が失われかねず、学校は混乱に陥ってしまう。そこで、危機的な状況への対応策を前もって十分に練っておかなければならない。その中心的な役割を果たすのが教師である」<sup>(82)</sup>ともいわれる。また、自殺予防には、スクールカウンセラーが行う、児童生徒の日常的なストレス対処に関わる教育活動も重視される<sup>(83)</sup>。

#### (b) 自殺予防教育

今日、教員が学校で児童生徒を直接の対象として行う自殺予防教育をめぐる、議論が重ねられてきている。自殺予防教育については、「日本においても、学校とさまざまな専門機関とが連携し、学校における効果的な自殺予防教育の具体化に向けて一步を踏み出すことが、今、求められている」<sup>(84)</sup>とする見解がある一方、「自殺予防教育として学校で実施している「いのちの授業」の中には、メンタルヘルスではなく、たくみに道徳の問題にすり替えているところも」見受けられるという指摘<sup>(85)</sup>や、「子どもたちに向けた予防教育を考えるには、教師向けの

プログラムを丁寧に実施していくことが前提となる」<sup>(86)</sup>などの指摘がある。

児童生徒を直接の対象とした自殺予防教育は、米国のマサチューセッツ州等で行われているが（IV-3参照）、わが国ではこれまで積極的には取り上げられてこなかった。平成23年3月に、文科省の「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」が公表した「平成22年度児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議審議のまとめ」では、「わが国においても欧米で実施されているような「長い人生におけるメンタルヘルスの基礎」作りを目的とした自殺予防教育を児童生徒対象に実施していくことには大きな意味がある」としながらも、現時点では教師や保護者に不安が強いことから、生徒の自殺予防についての正しい知識を教師や保護者が持てるようにすることとともに、モデル校における自殺予防教育の試行的実施が現実的であるとしている。同時に、自殺予防教育への地域社会における必要性の認識、地域の専門家との協力関係づくり、幅広い健康教育カリキュラムなどの基盤整備の必要性を指摘している<sup>(87)</sup>。

新井肇兵庫教育大学教授は、教員に対する意識調査から、多くの教員は自殺予防教育に関心があり、その必要性があることを認めながら、実施するのに困難があると感じていると指摘する<sup>(88)</sup>。そして、同教授は、米国や豪州における取組を参考に、子どもに向けた自殺予防教育

80) 高橋祥友編著、新井肇ほか著『青少年のための自殺予防マニュアル 新訂増補』金剛出版、2008、p.46.

81) 同上、p.84.

82) 同上、p.91.

83) 「学校でのいじめのような、この年齢層に特有のストレスの存在が示唆されるため、学校で生じるさまざまな問題に関わるスクールカウンセラーの役割は大きいであろう。児童・生徒へのストレス対処スキルなどの教育、啓発活動は、たとえそれが自殺予防を念頭に置いたものでないとしても、広義の自殺予防活動として重要かつ有益と考えられる」山内貴史「自殺予防におけるストレスマネジメント支援」『臨床心理学』12(6)、2012.11、p.773.

84) 阪中順子「日本の学校における自殺予防プログラムの具体的展開に向けて—米国及び豪州の自殺予防プログラムからみえてくるもの—」『児童青年精神医学とその近接領域』54(3)、2013、p.287.

85) 松本 前掲注(77)、p.44.

86) 相馬誠一ほか「フォーラム 自殺予防教育—生命尊重教育の実践—」『月刊生徒指導』43(3)、2013.3、p.33.

87) 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議「平成22年度児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議審議のまとめ」（平成23年3月）p.25. <[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/063\\_1/gaiyou/\\_icsFiles/afieldfile/2011/08/04/1306734\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/063_1/gaiyou/_icsFiles/afieldfile/2011/08/04/1306734_01.pdf)>

88) 相馬ほか 前掲注(86)、p.32.

の前提として教師向けのプログラムの丁寧な実施を挙げたうえで、自殺予防教育を誰が、どのように担うかという点とともに、「教員が子どもの自殺予防のためのゲートキーパー<sup>(89)</sup>であることを認識したうえで、自分にできること、できないことを見極め、関係機関との連携を進めていくこと」も重要な課題であるとする<sup>(90)</sup>。また、橋本治岐阜大学大学院教授は、自殺予防教育の必要性と可能性に関する幼稚園から高等学校までの教員を対象に行った意識調査から、教員は、自殺予防教育の必要性については、小学校に対しては低いと考えており、その実施可能性については、年齢が上がるにしたがって「少し困難」から「少し容易」に向かっていると考えていることを指摘している<sup>(91)</sup>。

また、影山教授は、自殺対策として、①児童生徒と学校教職員のための自殺予防に関する教育、②学校で自殺が発生した時の児童生徒等へのケア、の重要性に注意を喚起し、さらに「自尊感情や首尾一貫感覚を伸ばす教育」、「心の健康を維持増進する方法を理解し、これにアクセスし、活用する能力」としてのメンタルヘルスリテラシーの向上が求められていることを強調する<sup>(92)</sup>。そして、これまでの文科省の取組においては、自殺リスクが高まった児童生徒への「ハイリスクアプローチ」が主であったが、平成19年6月に策定され、平成24年8月に全面的な見直しが行われた政府の「自殺総合対策大綱—誰も自殺に追い込まれることのない社会の

実現を目指して—<sup>(93)</sup>では、児童生徒全体を対象とする「ポピュレーションアプローチ」を指向しているとして、学校で現在行っている諸活動を自殺予防活動としても展開することが重要であり、そのように考えれば「学校で自殺予防授業は無理だ」と尻込みする教員が、もっと減るのではないかと指摘している<sup>(94)</sup>。さらに、高橋教授は、米国における自殺予防教育では、「教師の間で青少年の自殺の深刻さとその対応の必要性について十分に合意に達しておく」ことを前提とし、地域の精神保健の専門家とのネットワークづくりや予防教育を担当する教師に適切な訓練を受けさせること、それに「教育の中ではアンケート調査も実施し、ハイリスクの生徒を早い段階で発見するように試みる」とともに、自殺に追いつめられるような深刻な事態に陥ったときには早い段階で危険のサインに気づき、誰かに援助を求める態度をはぐくむ必要性を強調するなどの点に注目し、「自殺予防教育が、長い人生のメンタルヘルスの基礎となる」ことから、わが国でも深刻な問題を直視して、「子どもを直接対象とした自殺予防教育について、真剣に検討するときが来ている」と説いている<sup>(95)</sup>。

心が死にたいという方向に傾いたときに、生きたいという方向に戻してくれるものを求めてもいいという価値観を育てることが「いのちの授業」の要であるとも説かれる<sup>(96)</sup>。教育現場ではこれまで大きく取り上げてこなかった自殺

89) ゲートキーパーとは、「自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることのできる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。」「ゲートキーパー」について」『自殺対策』内閣府 HP <<http://www8.cao.go.jp/jisatsutaisaku/kyoukagekkan/gatekeeper-about.html>>

90) 相馬ほか 前掲注86, pp.33-34.

91) 橋本治「文部科学省提案の「自殺予防教育」についての一考察—現職の教員（幼稚園・保育園、小学校、中学校、高等学校）の意識調査に基づいて—」『岐阜大学教育学部研究報告 人文科学』61(1), 2012, p.201.

92) 影山隆之「学校における自殺予防とメンタルヘルスリテラシー」『自殺予防と危機介入』33(1), 2013.3, pp.2-3.

93) 「自殺総合対策大綱—誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して—」（平成24年8月28日閣議決定）内閣府 HP <[http://www8.cao.go.jp/jisatsutaisaku/taikou/index\\_20120828.html](http://www8.cao.go.jp/jisatsutaisaku/taikou/index_20120828.html)>

94) 影山 前掲注92, p.3.

95) 高橋祥友「教育の危機管理（実務編）子どもの自殺予防策と予防教育（上）自殺予防教育は「寝た子を起こす」ものではない 「誰かに相談する」「サインに気付く」大切さ教えよう」『週刊教育資料』No.1146, 2011.1.3/10, p.21.

予防教育について、現在行われている関連する取組も踏まえながら、幅広い議論とさらなる検討が求められるであろう。

### Ⅲ 学校安全における教職員の役割と課題

#### 1 学校安全における教職員の役割

学校保健安全法は、学校においては、施設・設備の安全点検、通学を含む学校生活及び日常生活における児童生徒への安全に関する指導、職員の研修等についての計画の策定と実施（第27条）、教職員のための「危険等発生時対処要領」の作成（第29条第1項）、事故等により児童生徒に危害が生じた場合の心身の健康を回復させるための支援（第29条第3項）などを行うものと定める。また、校長の責務として、施設・設備の安全の確保（第28条）、危険等発生時対処要領の教職員への周知等（第29条第2項）を行うものと定める。そして、学校においては、児童生徒の安全の確保のために、保護者や地域の関係機関等との連携を図るよう努めることも規定している（第30条）。こうした学校の安全に関わる事項に、全ての教職員が校内分掌も踏まえつつ取り組むこととなるが、その範囲等については、学校事故・災害に関わる裁判を通じて、確認されてきたことも少なくない。

学校事故・災害に関する最近の裁判では、教職員は、学校の教育活動において、生徒の生命、身体の安全を保持する義務を負っており<sup>(97)</sup>、課外のクラブ活動等でも事故防止の注意義務を負う<sup>(98)</sup>ものとされる。そして、そうした生徒の安全を保持する義務は、「親権者の保護監督義務と同等のものと考えらるべきである」ともさ

れ、教職員は、生徒間のトラブルで重大な危害が及ぶことが予想される場合の未然防止にも努めなければならないとされる<sup>(99)</sup>。熊丸光男帝京大学准教授は、いじめと自殺に関わる裁判においては、「学校生活に起因するいじめに対して、生命、健康、身体の安全等を中心とした一般的な安全配慮義務にその内容として学習環境の確保が明示され」、「学校・教師の負ういじめ対策義務は、被害者等からの訴えがあった場合にとどまらず、継続的で放置できないいじめの存在が予測される兆候が現れた時にも生じる」ことや、個別的な対応だけでなく、背景の把握等の集団的な指導によって実態を把握する必要性が確認されたとする<sup>(100)</sup>。学校生活におけるいじめ問題に限っても、教職員には児童生徒の安全に関わる幅広い義務が負わされている。

#### 2 学校安全を担う教職員の健康とメンタルヘルス

##### (1) 教職員の健康問題

「教育労働はヒューマンサービス労働に属する」とする埜田和史（たおだ かずし）滋賀医科大学准教授は、ヒューマンサービス労働の特性として、①奉仕的な働き方が職業上の美德とされやすいことなどから、人権が軽視されやすい、②人間的な理解や共感などの感性が不可欠であることなどから、機械化が困難である、③その価値を価格で置き換えることが適さない、④仕事に限度が設定しにくい、⑤生活に伴って生じる困難などが対象となることから、仕事が24時間、365日途切れない、⑥専門的な知識と技術が必要となる、⑦賃金や労働条件が法制度により決められている、などの点を指摘する<sup>(101)</sup>。

(96) 尾角光美「今、求められる自殺予防教育—「いのちの授業」の実践から考える—」『自殺予防と危機介入』33(1), 2013.3, p.16.

(97) 横浜地方裁判所判決平成23年5月13日。

(98) 最高裁判所第二小法廷判決平成18年3月13日。

(99) 福島地方裁判所いわき支部判決平成2年12月26日。

(100) 熊丸光男「いじめ自殺事件と学校・教師—愛知私立女子高生いじめ自殺事件判決について—」『帝京大学教育学部紀要』No.2, 2014.3, p.132.

(101) 埜田和史「公立学校教職員の健康問題」『障害者問題研究』41(4), 2014.2, pp.264-265.

そうした教育労働を担う教員のサポートを長年行ってきた諸富祥彦明治大学教授は、教員をメンタルヘルスの悪化に追い込む要因として、①多忙さ、②学級経営、生徒指導の困難さ<sup>(102)</sup>、③保護者対応の難しさ、④同僚や管理職との人間関係の難しさを挙げ、これらが相互に絡み合っているとする<sup>(103)</sup>。そして、こうした要因に加え、教員集団の中で孤立したとき、休職や退職に追い込まれるとして、「支えあえる仲間」の存在の重要性を指摘する<sup>(104)</sup>。一方、「教師にソーシャル・スキルが欠けると、授業崩壊や学級崩壊」につながるとする見解があり、「相手の年齢や集団に合った語彙を使って説明したり、わかりやすい例を使って示したりするなどのスキル」としての「言語的ソーシャル・スキル」と、「話しかけるときににっこり微笑んで、話しやすい雰囲気をつくったり、相手に近づいて集中して聞いてもらったりするなどのスキル」としての「非言語的ソーシャル・スキル」を高めることの重要性が説かれる<sup>(105)</sup>。また、教員同士で同僚から、精神的なストレスで相談を受けたときの対応として、①集中して耳を傾けること、②上手に聞き出すこと、③すぐにアドバイスしないこと、などの大切さが指摘されている<sup>(106)</sup>。

ところで、「労働安全衛生法の一部を改正する法律」（平成26年法律第82号）により創設された「ストレスチェック制度」では、「労働者の心理的な負担の程度を把握するための、医師、保健師等による検査（ストレスチェック）の実施を事業者に義務付け」ることとともに、「ス

トレスチェックを実施した場合には、事業者は、検査結果を通知された労働者の希望に応じて医師による面接指導を実施し、その結果、医師の意見を聴いたうえで、必要な場合には、作業の転換、労働時間の短縮その他の適切な就業上の措置を講じなければならない」ことを定めている<sup>(107)</sup>。水町勇一郎東京大学教授は、精神疾患で休業する労働者が出てしまった場合にも、職場から安易に排除しようとするのではなく、合理的な配慮を講じながら、できるだけ雇用の維持・促進を図るというように、メンタルヘルス問題には、「まずは予防、そして事前・事後にわたる適切なケアを施していくことが、法的にも社会的にも求められている」と指摘している<sup>(108)</sup>。

一方、文科省の「教職員のメンタルヘルス対策検討会議」（座長：吉川武彦清泉女学院大学・清泉女学院短期大学長）が平成25年3月29日に公表した「教職員のメンタルヘルス対策について（最終まとめ）」は、教職員のメンタルヘルスの状況について、経験年数が高い教員に不調者が多い、採用3年以内の離職教員が多い、精神疾患による病気休職者で復帰後に再度病体に入る者が多い、再発を重ねる人ほど短期間に再発することなどを明らかにし、また、業務の多忙化、多様化がメンタルヘルス不調の背景にあるが、教員間における業務の多寡のばらつきも大きく、改善に向けての認識には教員間、管理職と一般教諭との間に大きな差があることなどを指摘した。そのうえで、問題の解消に向けた取組として、①「予防的取組」（セルフケアの促進、ラインによるケアの充実、業務の縮減・効率化等、

<sup>(102)</sup> 生徒指導の困難さは英国でも同様であるという。英国の教育に詳しい望田研吾中村学園大学教授は、英国の教員がメンタルヘルスの不調をきたすストレスの原因として、生徒の問題行動の悪化と国の教育水準局が行う学校査察を挙げている。望田研吾「イギリスの教師のメンタルヘルス」『教育と医学』62(5), 2014.5, pp.465-468.

<sup>(103)</sup> 諸富祥彦「教師の悩みとメンタルヘルス—今、何が起きているのか—」『教育と医学』62(5), 2014.5, pp.446-447.

<sup>(104)</sup> 同上, pp.450-451.

<sup>(105)</sup> 片山紀子「教師に必要なソーシャル・スキル」『月刊生徒指導』43(10), 2013.9, pp.26-28.

<sup>(106)</sup> 十川博「同僚がうつ病で悩むとき、どうすれば良いか？」『教育と医学』62(5), 2014.5, p.456.

<sup>(107)</sup> 「労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号）の概要」厚生労働省HP <<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyo/0000049215.pdf>>

<sup>(108)</sup> 水町勇一郎「労働法なう。（第4回）メンタルヘルスをめぐる法的迷宮」『ジュリスト』No.1469, 2014.7, p.73.

相談体制等の充実、良好な職場環境・雰囲気(醸成)、②「復職支援」(病気休暇取得時点からの対応、復職プログラム実施前・実施中・実施後の対応、職場復帰後の対応)の必要性を挙げている<sup>(109)</sup>。吉川座長は、検討会議での議論を振り返り、「子どものメンタルヘルスと教員のメンタルヘルスの両面から学校メンタルヘルスを考えてきた私とすれば、学校教育のあり方そのものを根本的に考え直さなければならないという思いをもちながら、せめて教員養成の問題や教員採用の問題を考え直すべきでないかと考えてきたが、このことは伝えきれなかった<sup>(110)</sup>と述べており、教員養成等に関わる問題は、今後の課題として残された。また、埴田准教授は、「学校でのメンタルヘルス対策には、産業医や衛生管理者で構成する安全衛生委員会<sup>(111)</sup>の集団的対応と校長のリーダーシップの連携が不可欠である」とし、同検討会議の「最終まとめ」について、「「事業場内産業保健スタッフ等によるケア」が提起されなかったことは、今回の「メンタル対策」の残された課題」であると指摘している<sup>(112)</sup>。

## (2) 教職員のメンタルヘルスへの支援と対策

教職員の多忙化とメンタルヘルスの悪化への対策として、酒井教授は、英国の「拡大学校」

(Extended School)<sup>(113)</sup>の考え方を参考に、教員だけで学校における様々な問題を丸抱えするのではなく、多様なスタッフとの連携、地域や保護者との連携の中で学校の機能を果たす考え方を提案している<sup>(114)</sup>。この提案は、「学校はさまざまな子どもの課題のケアに当たる総合センターとして機能し、その中で教えることに教師の職務は限定されるという考え方」であり、「総合センターとしての学校には、他のさまざまなスタッフが協働し、家庭へのサポートやメンタル面でのサポートを含めて広範囲な支援を展開する」というものである<sup>(115)</sup>。

教職員のメンタルヘルスについては、「精神疾患により休職する教職員の多くが病気休暇に入る直前まで受診しない状況」があることが指摘されており<sup>(116)</sup>、「治療開始の遅れが心身の回復と復職を困難にし、病気休暇を長期化させている場合も少なくない」ことに加え、「都道府県・指定都市・中核市教育委員会による教師のためのメンタルヘルスの相談体制や支援内容の差異、充実の遅れも背景にある」ことも指摘されている<sup>(117)</sup>。そして、教師を取り巻く昨今の状況下で、教師が心の健康を維持していくためには、「心の心棒」となる自尊感情が保持されていることが絶対条件であり、「教師のメンタル

(109) 教職員のメンタルヘルス対策検討会議「教職員のメンタルヘルス対策について(最終まとめ)」(平成25年3月29日) <[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2013/03/29/1332655\\_03.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2013/03/29/1332655_03.pdf)> ; 吉川武彦「教職員のメンタルヘルスをどう保ち高めるか—文部科学省「教職員のメンタルヘルス対策検討会議」を振り返って—」『教職研修』41(11), 2013.7, pp.11-13.

(110) 吉川 同上, p.13.

(111) 公立学校における産業医の選任率は小学校70.6%、中学校72.7%、高等学校98.5%、衛生委員会の設置率は、小学校67.8%、中学校75.2%、高等学校99.7%で、小・中学校における整備率が低い水準にある(平成22年5月1日現在)。文部科学省『学校における労働安全衛生管理体制の整備のために—教職員が教育活動に専念できる適切な職場に向けて—』(平成24年3月) <[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/\\_icsFiles/afieldfile/2012/08/23/1324759\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/_icsFiles/afieldfile/2012/08/23/1324759_1.pdf)>

(112) 埴田 前掲注(101), p.272.

(113) 「拡大学校」に関しては、以下を参照。植田みどり『「地域の教育力」を活用した学校改革に関する日英比較研究—資料集—』国立教育政策研究所, 2008.8. <[http://www.nier.go.jp/English/departments/pdf/seisaku\\_01.pdf](http://www.nier.go.jp/English/departments/pdf/seisaku_01.pdf)>

(114) 酒井 前掲注(8), p.153.

(115) 同上, pp.154-155.

(116) 教職員のメンタルヘルス対策検討会議 前掲注(109), p.13.

(117) 椋田容世・小野圭司「若手教師のメンタルヘルスのための実践的取り組みの検討—教員メンタルサポートプログラム—」『埼玉大学教育学部教育実践総合センター紀要』No.13, 2014, p.78.

ヘルスへの支援と教師の教育活動への支援が、場合によって両方向われることは、より現状に即した援助のあり方である」ことも指摘されている<sup>(118)</sup>。

さらに、教職には、対人ストレスは不可避のものであるため、ストレスマネジメント能力は必須のスキルであり、その習得が不可欠であるとされる。そうしたことから、ストレスマネジメント能力の向上を目指した授業を、教員養成や教師教育において、必須科目として設定することが求められている<sup>(119)</sup>。そして、教員への研修も含め、学校における STM 教育は、主に養護教諭によって担われることから、その養護教諭を対象とした研修においては、「専門性の高い講師を確保することが常に課題であり、大学との連携を一層図っていく」必要性が指摘されている<sup>(120)</sup>。養護教諭の実践力の向上については、教育再生実行会議「これからの大学教育等の在り方について（第三次提言）」において教員の実践能力の向上について言及されているように、教員免許取得前の養成と取得後の研修等との一体化が進められなければならないことにも留意されなければならない<sup>(121)</sup>。

教職員のメンタルヘルス対策として注目されている取組として、埼玉県川口市のメンタルヘルス予防システムがある。これには、市内の幼稚園から高等学校までの 84 校の教職員約 2,500 人を対象に 2 人のカウンセラーが学校訪問ないし学外の希望する場所で行う面接や、教員同士がグループで行う精神療法等の研修プログラムの実施、小中学校新規採用職員に他校の教職 3

年目から 5 年目の若手教員を相談相手（メンター）として配置する全国初の学校版メンター制度などが含まれている<sup>(122)</sup>。川口市学校教職員メンタルヘルスチーフカウンセラーの土井一博氏は、精神疾患が発症してからの対応（「三次予防」）では劇的な休職者の減少は望めず、休職者を含む「一次予防」に立脚した安全配慮義務の履行が求められるとする。その安全配慮義務の要件となるのは、①リスクマネジメントの実施、②予防対策の実施、であり、そのために重要なことは、（ア）信頼感や安心感のある職員集団づくりのためのコミュニケーションに対する意識改革、（イ）教職員の働き方に関する実態解明とその結果に基づく職務の精査、が喫緊の課題であるとし、「各職場の実態に即した具体的なメンタルヘルス予防対策提示の必要性」を指摘している<sup>(123)</sup>。

教職員のメンタルヘルス対策は始まったばかりであり、しかも、それは時間のかかる取組でもある。日常的なメンタルヘルスの維持・向上のための取組が欠かせない。教職員の健康は、学校安全の取組の基礎であることに、改めて留意する必要がある。

#### IV 学校の安全に関わる海外の取組からの示唆

以下では、わが国の学校安全の取組への示唆を得る視点から、国際的な取組として WHO が推進するセーフコミュニティ、セーフスクール、セーフティプロモーションの活動及び米国にお

(118) 同上, pp.82-83.

(119) 藤原忠雄「教師のメンタルヘルス—予防のために何ができるのか—」『学校メンタルヘルス』14(2), 2011, p.140.

(120) 采女智津江・岡田加奈子「シンポジウム 養護教諭養成と研修の未来—これからの養護教諭に求められる力—」『学校保健研究』56(2), 2014.6, p.113.

(121) 同上, p.114.

(122) 川口市のメンタルヘルス予防システムは、予防的援助を中心とした巡回相談、教職 1 年目から 3 年目までの教職員を対象とした研修プログラム、学校版メンター制度、教職員研修会、健康管理講座講演、夜間電話相談等を含んでいる。土井一博『学校を巡るメンタルヘルスカウンセラー—教職員の「心の病」予防システム—』きょういくネット, 2013, pp.24-45.

(123) 同上, pp.46-47.

ける自殺予防教育について見ておきたい。

## 1 セーフコミュニティ、セーフスクールの取組

### (1) セーフコミュニティとセーフスクール

セーフコミュニティは、スウェーデンのカロリンスカ研究所 (Karolinska Institutet) と WHO が設置する WHO 地域安全推進協働センター (WHO Collaborating Center on Community Safety Promotion) によって、安全なまちづくりに向けた活動を行っている地域 (自治体あるいはその一部) である<sup>(124)</sup>。その活動の基本姿勢は、「傷害及びその要因となる各種事故や自殺、暴行、自然災害による (人への) 被害を予防すること」であり、7つの指標に沿って取組が進められる<sup>(125)</sup>。わが国では、京都府亀岡市 (2008年認証)、青森県十和田市 (2009年認証)、神奈川県厚木市 (2010年認証) など9つの自治体ないしその一部がセーフコミュニティの認証を受け、5つの自治体が認証に向けた活動を行っている<sup>(126)</sup>。

セーフコミュニティの活動は、各国各地域に広がるなかで、地域全体として安全の課題に包括的に取り組むことが難しい場合には、テーマごとによる取組が試みられ、学校の安全を対象としたものとして、セーフスクールの取組が具体化した<sup>(127)</sup>。

### (2) インターナショナルセーフスクールの取組

「セーフスクール」として取り組まれているインターナショナルセーフスクール (International Safe School: ISS)<sup>(128)</sup>とは、WHO 地域安全推進協

働センターが推進する「明確な根拠に基づいて持続可能な安全推進の取組が実践されていると認められた学校を ISS として認証しようとする活動」<sup>(129)</sup>である。その特色は、「学校の安全について「教職員・児童 (生徒・学生・幼児を含む)・保護者、さらには地域の人々が協力して、組織的かつ継続可能な学校安全の取組が展開されるための条件が整備され、そしてその活動が着実に実践されていると認められた学校」、言い換えれば「学校関係者全員が一体となって、持続可能な安全をゴール (目標) とするスタートラインに立ち、そして歩みはじめた学校」を ISS として認証して、その取組の発展をともに高めあおうとする制度である」<sup>(130)</sup>という点にあるとされる。すなわち、セーフスクールとしての認証は、「けがや事故のリスクがない 100% 安全な学校」としてではなく、「安全な学校づくりのための仕組みが確立され、機能している」ことが認められることである<sup>(131)</sup>。

わが国では、2008年3月に大阪教育大学附属池田小学校が初めて認証されてから、同年11月には神奈川県厚木市立清水小学校、2012年11月には東京都豊島区立朋有小学校、2014年2月には東京都台東区立金竜小学校、同年10月には大阪教育大学附属池田中学校が認証され、現在認証に向けて、高知県高知市立旭小学校などが活動を行っている<sup>(132)</sup>。ISSの認証に向けた活動を行う学校では、安全点検、外傷予防、犯罪予防、災害予防を含む7つの領域と、教職員や児童生徒らが保護者や地域関係者とともに

<sup>(124)</sup> セーフコミュニティの歴史に関しては、以下を参照。白石陽子「世界におけるセーフコミュニティの歴史と展開」『日本健康教育学会誌』18(1), 2010, pp.42-45. <[http://www.jisc-ascsc.jp/pdf/2010\\_18\\_1.pdf](http://www.jisc-ascsc.jp/pdf/2010_18_1.pdf)>

<sup>(125)</sup> 白石陽子「日本における安全なまちづくり活動「セーフコミュニティ」に関する比較分析」『政策科学』21(4), 2014.3, p.149.

<sup>(126)</sup> 「日本のセーフコミュニティ」日本セーフコミュニティ推進機構 HP <[http://www.jisc-ascsc.jp/sc\\_japan.html](http://www.jisc-ascsc.jp/sc_japan.html)>

<sup>(127)</sup> 白石 前掲注<sup>(124)</sup>, p.48. 神奈川県厚木市のように、市がセーフコミュニティとしての認証を受け、市立清水小学校がインターナショナルセーフスクールの認証を受けているところもある。

<sup>(128)</sup> 取組の経緯等に関しては、以下を参照。Karolinska Institutet, “Safe Schools in a Safe Community setting.” <[http://www.ki.se/csp/who\\_safe\\_schools\\_en.htm](http://www.ki.se/csp/who_safe_schools_en.htm)>

<sup>(129)</sup> 藤田大輔「International Safe School の理念と実践」『学校保健研究』55(6), 2014.2, p.469.

<sup>(130)</sup> 同上

<sup>(131)</sup> 「セーフスクールとは」日本セーフコミュニティ推進機構 HP <<http://www.jisc-ascsc.jp/safeschool.html>>

学校の安全推進の取組に主体的に参加することや、学校独自の安全推進の取組の方針を持つこと、学校管理下で発生した災害の記録の作成と対策への活用と情報共有等を内容とする8つの指標に沿って取組を行っていくことになる<sup>(133)</sup>。

例えば「傷害予防」としての「校内傷害発生マップ」の作成は、ケガをした児童生徒がその場所を地図上に記し、他の児童生徒と事故情報の共有を図り、同じ場所で事故が再発することを予防する取組であるが、さらに事故発生時の行動や環境等の危険因子を児童生徒自身に考えさせ、改善を図ることで、事故が発生しても傷害を発生させない予防行動を促す実践につなげる<sup>(134)</sup>。ISS 認証を受けた学校では、学校内での傷害が40～63%減少し、医療受診も平均で50%以上減少しているとする報告がある<sup>(135)</sup>。

白石陽子日本セーフコミュニティ推進機構代表理事は、セーフコミュニティの活動を継続するための課題として、①従来から行われてきた安全に関する取組との相違点の明確化、②成果の可視化、③持続性の確保、などを挙げており<sup>(136)</sup>、何年にもわたる実績や関連データの蓄積、予防効果を評価するための研究の必要性、行政計画や条例への位置付けによる継続性の確保、住民の関心・関与を維持・向上させていくための認証後の活動の進捗状況や参加方法等に関する活発な情報提供の重要性は、セーフスクールの取組にも共通するものといえよう<sup>(137)</sup>。

また、「セーフコミュニティもISSも、外傷の頻度と原因を記録化して、それを評価・分析するプログラムをもっていなければならない。また、その科学的根拠に基づいたプログラムを作成してそれを実行・改善するというPDCAサイクルの一連の取組を継続することが求められている」<sup>(138)</sup>ともいわれる。

セーフスクールのように指標に基づく取組は、その達成により終了するものではなく、継続することで、新たな問題への対応にもつなげていくことが求められる。また、各国で取り組むことで、共通課題として成果を共有し、次の取組につなげていくことが期待される。さらに、自治体が主導的な役割を果たすことで、予算や人員を含めた継続的な取組と幅広い地域住民を巻き込んだ活動が可能となる。

学校安全により多くの人たちが関心を寄せ、安全の実現の必要性を認識し、そのためにできる活動やその支援に参加することが、確かな学校安全の取組の歩みをもたらしにちがいない。

## 2 セーフティプロモーションと自殺予防

ヘルスプロモーションとともに、1980年代を中心に欧州から提唱され、事故（傷害）予防や疾病予防から、より包括的な概念へと発展してきた<sup>(139)</sup>とされるセーフティプロモーション<sup>(140)</sup>は、地域における実践としてはセーフコミュニティとして、学校レベルではセーフスクールと

<sup>(132)</sup> 「日本のISS認証状況」大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンターHP <[http://nmssc.osaka-kyoiku.ac.jp/jiss/iss\\_attestation\\_situation](http://nmssc.osaka-kyoiku.ac.jp/jiss/iss_attestation_situation)>

<sup>(133)</sup> ISSの7つの領域、8つの指標については、藤田 前掲注<sup>(129)</sup>, pp.469-472を参照。

<sup>(134)</sup> 藤田大輔「安心・安全の新常識 学校安全④ 諸外国における学校安全の推進状況」『週刊教育資料』No.1213, 2012.7.2, p.25.

<sup>(135)</sup> 第2回アジア・太平洋学校安全推進フォーラムにおけるWHOコミュニティセーフティプロモーション協働センターのダラル博士(Dr. Koustuv Dalal)の紹介。Koustuv Dalal「WHO協働センターの進めるInternational Safe School活動について」大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンター編 前掲注<sup>(47)</sup>, p.35.

<sup>(136)</sup> 白石 前掲注<sup>(125)</sup>, pp.163-166.

<sup>(137)</sup> 同上, pp.164-165.

<sup>(138)</sup> 山本俊哉「科学的根拠と地域協働に基づくセーフコミュニティ・プログラム」『自治体危機管理研究』11号, 2013.3, p.57.

<sup>(139)</sup> 衛藤隆「セーフティプロモーション：ヘルスプロモーションとの共通点、相違点」『日本健康教育学会誌』18(1), 2010, p.26. <[https://www.jstage.jst.go.jp/article/kenkokoiku/18/1/18\\_1\\_26/\\_pdf](https://www.jstage.jst.go.jp/article/kenkokoiku/18/1/18_1_26/_pdf)>

して、各国に広がり、取り組まれている。

WHOが初めて作成した「世界自殺レポート」<sup>(141)</sup>が、2014年9月に公開された。このなかで、WHO事務局長のマーガレット・チャン(Margaret Chan)博士は、自殺が主要な公衆衛生上の問題でありながら優先的に取り上げられることはほとんどなく、多くの保健医療システムとサービスも適時かつ効果的な援助を提供できていないとしたうえで、自殺と自殺企図は適時かつ効果的な科学的根拠に基づいた介入、治療と支援により予防できるとし、現在取り組まれている活動を継続することと、優先課題として取り組むことを訴えている<sup>(142)</sup>。

セーフティプロモーションとしての自殺予防に関しては、わが国では、「いのちと暮らしの相談ナビ」や「寄り添いホットライン」などを通じた悩みの相談対応や、自殺手段の制限による自殺予防、さらには自殺予防に配慮したマスコミ報道等が、自殺率の減少に寄与しているとみられるとされる<sup>(143)</sup>。反町吉秀大妻女子大学教授らは、セーフティプロモーションとしての自殺予防の課題として、自殺対策の効果の評価方法の改善、都市部における自殺対策の成果とともに、比較的若い世代の自殺対策の遅れを挙げ、具体的には、インターネットの自殺サイト

への対策、マスコミの不適切な自殺事例報道による群発自殺対策、練炭を用いた一酸化炭素中毒や硫化水素による自殺を防ぐための練炭や薬剤の入手可能性の制限対策、いじめによる自殺予防対策、学校における心の健康づくり対策などの課題を指摘している<sup>(144)</sup>。

一方、自殺予防プログラムに詳しい臨床心理士の阪中順子氏は、教員の意識調査から、自殺予防教育を阻む要因として、「知識や経験を持つ教員が少ない」、「死別体験のある子どもへの配慮が難しい」、「カリキュラムや指導案がない」、「指導に関して教員の共通認識を持つことが難しい」などがあることを指摘し、「専門家による教員研修の充実を図ることが必要である」とする<sup>(145)</sup>。また、松本副センター長は、教員らが児童生徒に助けを求めることの大切さを伝えてほしいと語っている<sup>(146)</sup>。松本氏は、様々な問題に追いつめられて判断不能になっている状態をメンタルヘルスの問題として気付き、介入しながら、同時にその背後にある現実的な問題にも手を入れていくことが総合的な対策であると語る。そして、例えば、リストカットなどの自傷行為をする子どもに対して、「まず大事なものは、価値判断を留保して、辛抱強く話を聞くこと」であるとする<sup>(147)</sup>。

<sup>(140)</sup> セーフティプロモーション (Safety Promotion: SP) とは、「injury [傷害 (筆者補)] およびそれによる安全・安心への脅威を保健医療上の課題としてとらえ、公衆衛生的アプローチによって予防しようとする取り組み」を指し、「ヘルスプロモーションが疾病を念頭においた健康づくりであるのに対し、セーフティプロモーションは外傷を念頭においた生活の場における安全・安心づくり」であり、「セーフティプロモーションは、国家レベル、コミュニティレベル (Safe Community)、組織レベル、学校レベル (Safe School) での取り組みが想定」できるとされる。「Safety Promotion について」日本セーフティプロモーション学会 HP <<http://plaza.umin.ac.jp/~safeprom/sp.html>>

<sup>(141)</sup> World Health Organization, *Preventing suicide: a global imperative*, Geneva, 2014. <[http://apps.who.int/iris/bitstream/10665/131056/1/9789241564779\\_eng.pdf?ua=1&ua=1](http://apps.who.int/iris/bitstream/10665/131056/1/9789241564779_eng.pdf?ua=1&ua=1)> 日本語訳には、次のものがある。国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所自殺予防総合対策センター訳『自殺を予防する—世界の優先課題—』2014. <[http://ikiru.ncnp.go.jp/ikiru-hp/pdf/topics\\_140905\\_1.pdf](http://ikiru.ncnp.go.jp/ikiru-hp/pdf/topics_140905_1.pdf)>

<sup>(142)</sup> 国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所自殺予防総合対策センター訳 同上, p.2.

<sup>(143)</sup> 反町吉秀「セーフティプロモーションの視点からみる若年層の自殺予防」『学校保健研究』55(6), 2014.2, pp.493-497.

<sup>(144)</sup> 反町吉秀・新井山洋子「セーフティプロモーションとしての自殺予防」『日本セーフティプロモーション学会誌』5(1), 2012.11, pp.6-7.

<sup>(145)</sup> 阪中 前掲注(84), p.284.

<sup>(146)</sup> 松本 前掲注(77), p.45.

<sup>(147)</sup> 同上, pp.44, 47.

### 3 米国における自殺予防教育

米国は、図4及び図5に見られるように、G8参加国間で比べてみても、人口10万人当たりの自殺死亡率、年齢階級別自殺死亡率ともにわが国より少ない。ワシントン、ルイジアナ、マサチューセッツ、メイン等の各州では、青少年を対象とした自殺予防教育が行われてきた<sup>(148)</sup>。マサチューセッツ州では、州が各学校や学区が行う自殺予防教育を支援し、毎年、「州の公衆衛生局が自殺予防教育の担当者の技能を維持するための研修会を開催している」という<sup>(149)</sup>。高校における自殺予防教育では、①自殺に関する正しい知識を提供することで自殺は防ぎうるものであることを伝えること、②友人の自殺の危機に遭遇した際にゲートキーパーとして適切な行動が取れるようになること、③危機的な状況に陥った際に他者に援助を求める重要性を知り、生涯を通じてのメンタルヘルスの基礎を築くこと、がねらいとされている<sup>(150)</sup>。また、自殺予防教育に15年の実績があるというメイン州では、自殺予防教育カリキュラムにおいて「生徒の生涯にわたるメンタルヘルスの基礎を作ること」が目的とされ、実施前に、「教師の中で十分に議論して合意を形成し、ハイリスクの生

徒への対応など教師の抱く不安に応えることが必要である」点が強調されており、自殺予防教育を「健康教育の一環として全生徒を対象とすべきである」と位置付けているという<sup>(151)</sup>。

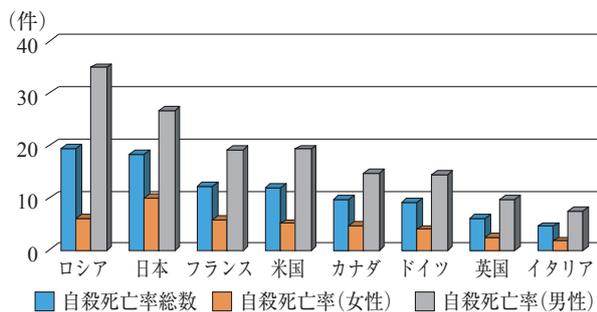
新井教授は、マサチューセッツ州やメイン州で行われている自殺予防教育の特徴として、健康教育の一環として行われていることや、援助機関がどこにあるか、何かあったら大人につなげることを強調したり、実施にあたっては保護者の同意を得たりすること、プログラム実施と並行して、自殺の危険度の高い子どもをスクリーニングし、フォローアップを行っていく点、などを指摘している<sup>(152)</sup>。

## V 学校安全の今後の取組に求められる視点

これまで見てきたことから、学校安全の今後の取組に求められる視点として、以下の点を押さえておく必要があるだろう。

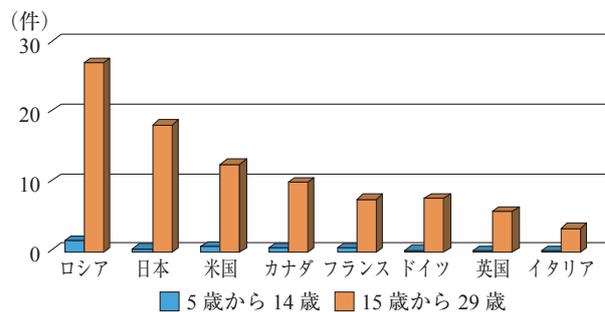
第1に、学校に関わる事件・事故災害については、その原因となった施設・設備の不備や学校生活における安全確保の不十分さ等の情報を的確に把握するとともに、そうした情報の児童

図4 G8参加国の自殺死亡率



(注) 人口10万人当たり。2012年。  
(出典) World Health Organization, *Preventing suicide: a global imperative*, Geneva, 2014のデータを基に筆者作成。

図5 G8参加国の年齢階級別自殺死亡率



(注) 人口10万人当たり。2012年。  
(出典) 図4に同じ。

(148) 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議 前掲注(87), p.10.

(149) 同上, p.11.「研修会で取り上げられているのは、自殺の危険の評価、ゲートキーパー訓練、新知見に関する情報、救急隊員や医療従事者といった自殺の危険の高い人に対処する人々の自己ケアなどについてである」

(150) 同上, pp.13-14.

(151) 同上, p.16.

(152) 相馬ほか 前掲注(86), pp.32-33.

生徒や教職員への共有化が進められなければならない。事故情報等の共有化は、必要に応じて、保護者や地域住民にも広げることで、事故等再発防止につなげることが重要であろう。そして、そうした取組は、これまでに蓄積された事故記録等の分析とそれによって明らかにされた事実を踏まえた対策の実施と並行して行われることが求められよう。その際、セーフスクールの領域や指標等も参考に、安全性を客観的な基準や指標に沿って実現することで学校環境を整備するとともに、教育活動としての安全教育の拡充により、学校安全の取組への意識の向上と実践を図り、事故発生の予防から傷害発生の予防へというように取組をつなげていくことも重要になろう。

第2に、学校安全の取組を担う養護教諭を始めとした全教職員の役割が重視されなければならない。そのうえで、教職員の役割を明確にし、十全に果たすことができるような条件整備と支援が求められよう。その際、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携<sup>(153)</sup>とともに、教職員の健康、とりわけメンタルヘルスに関しても十分な支援が配慮されなければならない。

第3に、安全教育の見直し、改善の必要性が挙げられよう。児童生徒が危険回避を始めとする安全のための意識、技能及び判断力を身に付け、学校や地域社会の安全のための取組にも関わることができるような安全教育が求められよう。児童生徒が、地域安全マップや校内安全マップ等の作成等に関わるだけでなく、安全計画づくりにも参加する仕組みも、検討されてよからう。それは、児童生徒自身が、よりよい学びのための安全な学校環境を求め、それに取り組んでいくことを支援することとも結び付いている。また、安全教育では、これまでの交通安全

や防犯の教育について、「安全基礎体力」を意識し、必要な能力形成を含む教育内容を実現するとともに、心の健康、心の安全にも目を向けた取組が求められよう。

同時に、教職員に対しても、改めて安全教育の徹底、充実が必要となろう。それは、教員養成段階から始められ、現職研修の充実や、学校における日常的な取組を通じて、継続したものとなることが求められよう。

そして第4に、学校安全の取組においても、学校や教職員が担うことのできる問題領域とその限界を認識したうえで、外部の専門家や関係機関、保護者、地域社会との連携・協力のもと、全ての教職員と児童生徒による活動を日常化していくことが重要となろう。学校安全の取組は、現在行われている様々な安全に関わる取組を評価し、継続的な取組に活かしていくことも忘れてはならない。

おわりに

情報環境の急激な変化のなかで、情報機器の利用に伴う「ネットいじめ」を始めとする暴力や、犯罪などの安全に関わる問題も増え、学校安全の視点からも無関心ではいられない。学校安全の問題領域の拡大に伴い、今後、事件・事故災害後の対応における教職員の役割も増え、とりわけメンタルヘルスケアの要請も高まってこよう。日常的なストレスマネジメントも重要となろう。学校安全の取組には、全ての教職員の能力・資質の向上が前提となるが<sup>(154)</sup>、学校安全の取組に中心的な役割を担う養護教諭の実践力向上やそのための教員養成教育の拡充は課題として残されている<sup>(155)</sup>。

また、近年、児童虐待の増加<sup>(156)</sup>が大きな問題となっており、学校に通う児童生徒の安全の

<sup>(153)</sup> スクールカウンセラーとして学校現場に関与する臨床心理士と教員との円滑な協働のために、具体的な実践方法の検討も進められている。新井雅・庄司一子「臨床心理士、教師、養護教諭によるアセスメントの特徴の比較に関する研究」『心理臨床学研究』32(2)、2014.6、pp.215-226。

<sup>(154)</sup> 植田 前掲注(3)、pp.99-103 参照。

問題として無視しえない。学校がどこまで関与できるのか、スクールソーシャルワーカーは何ができるのかなど、難しい問題も抱えているが、教職員や学校の役割とその範囲について、学校安全の視点を踏まえて、改めて検討し対応することも必要となろう。

さらに、見落としてはならないものに、在日外国人児童生徒への安全教育<sup>(157)</sup>がある。文化や習慣の違い等への配慮など、従来の学校安全の取組にない新たな要素にも目を向けた対応策

が求められることになろう。

防災教育のように、震災等があると大きく取り上げられるが、年月が経つと安全への意識も薄らいで、取組も停滞しがちなものもある。安全への取組の日常的な継続の難しさと大切さを踏まえながら、持続可能な取組を絶えず喚起できる仕組みづくりが求められている。学校安全の取組に終わりはない。

(えざわ かずお)

<sup>(155)</sup> 岡田加奈子千葉大学教授は、養護教諭養成教育の重要点として、①実践力向上を目指した免許状取得前教育と取得後教育（研修等）の「一体化」と「構造化」、②現代的な課題に対応した教育職員免許法の改正、を挙げている。出井梨枝ほか「シンポジウム 養護教諭の職の深化を究める—3つのステージの今、これから—」『日本養護教諭教育学会誌』17(2), 2014.3, pp.75-76.

<sup>(156)</sup> 全国の児童相談所における児童虐待の相談対応件数は、「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号）の施行前の平成11年度の11,631件から平成24年度は66,701件と5.7倍に増加している。「児童虐待相談の対応件数及び虐待による死亡事事件数の推移」厚生労働省HP <[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/dv/dl/about-01.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/dl/about-01.pdf)>

<sup>(157)</sup> 例えば、ブラジルにおける防犯教育の実態を踏まえて、在日外国人児童生徒の中のブラジル人児童生徒への安全教育の検討を行った木宮敬信常葉大学准教授らの研究からは、「在日外国人児童に対しては、彼らの文化や生活習慣を踏まえた独自の安全教育プログラムが必要である」とされる。木宮敬信ほか「ブラジルにおける防犯教育の実態について—在日外国人児童向け安全教育プログラムの開発に向けて—」『常葉学園大学研究紀要（教育学部）』No.33, 2013.3, p.92.